

令和 7 年 度

やまがたの青少年

～健全育成と非行防止をめざして～

山形市教育委員会

目 次

第1章 青少年の動態

1 各種法令等による青少年の定義及び年齢区分	…	1
2 山形市の青少年人口	…	2
(1) 5歳階級別人口	…	2
(2) 青少年人口の10年間の推移	…	3

第2章 青少年施策の推進

1 山形市青少年問題協議会	…	4
(1) 協議会の任務	…	4
(2) 令和7年度の開催について	…	4
(3) 山形市青少年問題協議会委員	…	5
2 令和7年度山形市青少年施策の基本方針	…	6
3 基本施策	…	6
4 青少年施策及び主な事業	…	6
(1) 青少年の健全育成活動の充実	…	6
(2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保	…	7
(3) 青少年を取り巻く環境の改善	…	8
(4) 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実	…	9
5 子どもの安全・安心対策の基本方針	…	11
6 令和7年度山形市の青少年育成関連事業一覧[関係課（施設）別]	…	13
7 青少年育成組織		
(1) 山形市青少年育成推進員	…	21
(2) 各地区青少年健全育成連絡協議会	…	22

第3章 青少年指導センター

1 青少年指導センターの概要	…	23
(1) 青少年指導センターの業務活動	…	23
(2) 青少年指導センターの沿革	…	25
2 青少年指導センターの組織	…	26
(1) 青少年指導センター運営協議会	…	26
(2) 指導委員	…	26
(3) 少年相談員	…	27
(4) 青少年指導センター指導委員連絡会	…	27
(5) 地区指導委員連絡会	…	27
(6) 職員	…	27

3	青少年指導センター運営協議会委員	…	28
4	各地区指導委員連絡会会長	…	29
5	街頭指導実施状況	…	30
	(1) 街頭指導実施日数及び従事した指導委員延べ人数	…	30
	(2) 注意・指導した延べ人数（場所別）	…	30
	(3) 注意・指導した延べ人数（時間帯及び学識別）	…	30
	(4) 声がけ延べ人数	…	31
	(5) 声がけ延べ人数（時間帯及び学識別）	…	31
	(6) 注意・指導した延べ人数（行為別）	…	31
6	少年相談状況	…	32
7	少年補導の対象となる年齢や行為	…	33

付 属 資 料

青少年相談窓口	…	34
関係法令	…	37

第 1 章 青 少 年 の 動 態

1 各種法令等による青少年の定義及び年齢区分

青少年の範囲は、関係法令に基づいて定められており、その呼称、年齢区分は、次の通りである。

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少 年	20歳未満の者。ただし、特定少年（18歳以上の少年）については、保護事件の特例、刑事事件の特例、刑事事件の特例、記事等の掲載の禁止の特例が定められている。
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児 童	18歳未満の者
	乳 児	1歳未満の者
	幼 児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少 年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児 童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の課程又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	満18歳
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児 童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45 歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない（法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針（令和3年3月厚生労働省告示114号）において規定。）。
公職選挙法	子 供	幼児、児童、生徒その他の年齢満18年未満の者
道路交通法	幼 児	6歳未満の者
	児 童	6歳以上13歳未満の者
	第二種免許、大型免許を 与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許、普通免許、 大型特殊免許、大型二輪免 許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊 免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子 ども	おおむね18歳以下の者
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ 関スル法律	未成年者	20歳未満の者
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ 関スル法律	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行 為等の規制及び処罰並びに児童 の保護等に関する法律	児 童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を 利用して児童を誘引する行為の 規制等に関する法律	児 童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してイン ターネットを利用できる環境の 整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者

出典 内閣府 令和4年度版子供・若者白書より

(参考)

児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満の者
山形県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者

2 山形市の青少年人口

(1) 5歳階級別人口

最近の少子高齢化社会の進展を反映して、青少年人口は20～24歳が最も多く、それより若い年齢層になるに従って減少傾向にある。

年 齢 (5歳階級)	人 口 (人)			構 成 比 (%)		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	239,986	115,300	124,686	100.0	48.0	52.0
青少年人口(0～29)	60,631	30,535	30,096	25.3	26.5	24.1
0～4	7,589	3,964	3,625	3.2	3.4	2.9
5～9	8,825	4,494	4,331	3.7	3.9	3.5
10～14	10,061	5,173	4,888	4.2	4.5	3.9
15～19	11,006	5,635	5,371	4.6	4.9	4.3
20～24	12,379	6,021	6,358	5.2	5.2	5.1
25～29	10,771	5,248	5,523	4.5	4.6	4.4
30～34	11,401	5,709	5,692	4.8	5.0	4.6
35～39	12,946	6,500	6,446	5.4	5.6	5.2
40～44	15,094	7,542	7,552	6.3	6.5	6.1
45～49	17,118	8,622	8,496	7.1	7.5	6.8
50～54	17,653	8,774	8,879	7.4	7.6	7.1
55～59	15,448	7,619	7,829	6.4	6.6	6.3
60～64	15,149	7,430	7,719	6.3	6.4	6.2
65～69	15,550	7,542	8,008	6.5	6.5	6.4
70～74	17,145	8,169	8,976	7.1	7.1	7.2
75～79	15,155	6,968	8,187	6.3	6.0	6.6
80～84	11,696	5,011	6,685	4.9	4.3	5.4
85～89	8,307	3,076	5,231	3.5	2.7	4.2
90～94	4,859	1,449	3,410	2.0	1.3	2.7
95～99	1,622	322	1,300	0.7	0.3	1.0
100歳以上	212	32	180	0.1	0.0	0.1

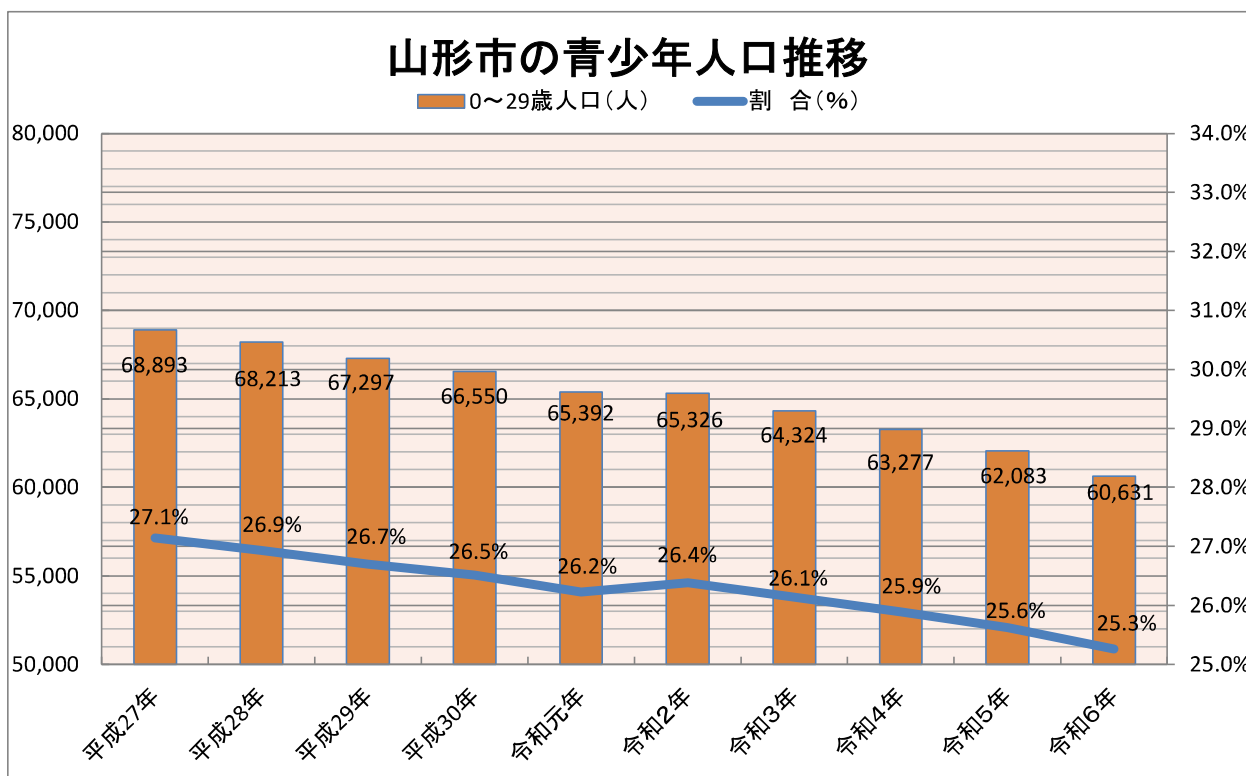
資料：山形市推計人口（令和6年10月1日現在）

(2) 青少年人口の10年間の推移

山形市の青少年人口は過去10年間減少傾向が続いている。

(各年10月1日現在)

年 度	総人口 (人)	0～29歳人口 (人)	割 合 (%)
平成27年	253,832	68,893	27.1%
平成28年	253,267	68,213	26.9%
平成29年	252,095	67,297	26.7%
平成30年	250,998	66,550	26.5%
令和元年	249,327	65,392	26.2%
令和2年	247,590	65,326	26.4%
令和3年	246,102	64,324	26.1%
令和4年	244,381	63,277	25.9%
令和5年	242,260	62,083	25.6%
令和6年	239,986	60,631	25.3%



第 2 章 青 少 年 施 策 の 推 進

1 山形市青少年問題協議会

山形市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法第 1 条の規定に基づき、昭和 3 4 年 3 月に市長の附属機関として設置された。(昭和 3 4 年市条例第 3 号)

(1) 協議会の任務

- 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合施策の樹立につき、必要な事項を調査審議する。
- 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。
- 前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(2) 令和 7 年度の開催について

- 日 時 令和 7 年 7 月 1 7 日 (木) 1 0 時 3 0 分～1 2 時
- 場 所 山形市役所 1 1 階 大会議室
- 内 容 報告事項：令和 6 年度青少年健全育成及び非行防止等の実施状況について
協議事項：令和 7 年度青少年健全育成及び非行防止等の取り組みについて
情報交換：各機関・団体の青少年施策について

(3) 山形市青少年問題協議会委員

(令和7年7月現在)

役職名	氏 名	所 属 機 関	職 名 等
会 長	佐 藤 孝 弘	山形市	市長
副 会 長	金 沢 智 也	山形市教育委員会	教育長
副 会 長	岡 野 守 昭	山形市青少年育成推進員連絡協議会	会長
委 員	武 田 聡	山形市議会	議員
委 員	阿 曾 隆	山形市議会	議員
委 員	高 橋 正 樹	山形市議会	議員
委 員	井 上 一 朗	山形地方法務局	人権擁護課長
委 員	馬 場 剛	山形保護観察所	統括保護観察官
委 員	畠 山 紘 司	山形警察署	生活安全第二課長
委 員	中 島 貴 史	山形県福祉相談センター	副所長（指導担当）（兼）児童福祉司
委 員	大 橋 美 子	仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所	支所長
委 員	二本柳 朋 子	山形家庭裁判所	主任家庭裁判所調査官
委 員	遠 藤 賢	山形労働基準監督署	第1方面主任監督官
委 員	細 谷 尚 寿	村山地区高等学校長会	山形県立山形中央高等学校校長
委 員	山 田 博 志	山形市中学校長会	山形市立金井中学校校長
委 員	三 浦 浩 子	山形市小学校長会	山形市立蔵王第三小学校校長
委 員	高 野 則 夫	山形市民生委員児童委員連合会	会長
委 員	伊 藤 康 則	山形市青少年育成市民会議	会長
委 員	田 中 千鶴子	山形市女性団体連絡協議会	監事
委 員	前 田 浩 一	山形市子ども会育成連合会	会長
委 員	村 山 良 光	山形人権擁護委員協議会山形市部会	子ども人権委員会委員
委 員	沼 澤 義 夫	山形市青少年指導センター指導委員連絡会	会長
委 員	高 瀬 謙 治	山形市社会福祉協議会	常務理事
委 員	林 勝 俊	山形青年会議所	常任理事
委 員	山 口 範 夫	山形商工会議所	常務理事
委 員	渡 邊 さおり	山形市PTA連合会	母親委員長
委 員	工 藤 健 一	村山地区高等学校PTA連合会	会長

(敬称略)

幹事及び書記

職 名	市 の 職 名
幹事長	教育部長
幹 事	教育企画課長 教育総務課長 学校教育課長 こども未来課長 保育育成課長 こども家庭支援課長 精神保健・感染症対策室長 社会教育青少年課長
書 記	社会教育青少年課職員

2 令和7年度山形市青少年施策の基本方針

「山形市教育振興基本計画」に基づき、「家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり」を目指します。

山形市の将来を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長するため、行政はもとより、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動を一体的に推進し、家庭・学校・地域が連携することにより、時代に適応した青少年の健全育成・非行防止対策、安全・安心の環境づくりを目指します。

3 基本施策

家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり

- (1) 青少年の健全育成活動の充実
- (2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保
- (3) 青少年を取り巻く環境の改善
- (4) 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

4 青少年施策及び主な事業

(1) 青少年の健全育成活動の充実

青少年問題に関する理解・意識高揚を図り、青少年の健全育成運動を促進する。

取組1 青少年の健全育成体制の充実	
青少年問題協議会の開催	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策について協議し、関係機関に対し意見の具申を行う。
青少年健全育成講演会の開催	青少年の健全育成を推進し、市民全体の意識高揚を図るため、国が定める「秋のこどもまんなか月間」に合わせ開催する。保護者などに広く呼びかけるため市報などで参加者を募集する。
青少年育成推進員の委嘱・活動推進	青少年健全育成活動を組織的・継続的に実践するため、各地域で活動を行う青少年育成推進員を小学校区ごとに委嘱し、その活動の推進を図る。
「やまがたの青少年」の発行	青少年の実態と当市行政施策についての冊子を編集・発行する。 また、市の公式ホームページにも掲載し、周知を図る。
「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取組	青少年育成推進員や学校及びPTA等の関係団体と連携し、有害図書類調査や街頭での啓発キャラバン活動等の事業を展開する。



(青少年健全育成講演会の様子)



(青少年問題協議会の様子)

取組 2 青少年健全育成団体等への支援・協力	
① 青少年健全育成団体等（5団体）に活動運営のための補助金等を交付し、支援する。 ・山形市青少年育成市民会議 ・山形市子ども会育成連合会 ・山形市青少年育成推進員連絡協議会 ・山形市青少年指導センター指導委員連絡会 ・山形市PTA連合会 ② 地域一体で自主的な活動を展開している青少年健全育成連絡協議会の活動に奨励金を交付し支援する。 ・交付額 1地区 65,000円 34地区	
取組 3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知	
青少年が抱える様々な問題や困難の多様化及び複雑化に対応するため、国や県、若者相談支援拠点、社会福祉協議会、保健所等の専門機関との連携・協力を強化するとともに、各機関の情報について広く市民へ周知する。	
取組 4 「二十歳の祝賀式」の開催	
二十歳を迎える者に社会の形成者として自覚を呼びかけるとともに、これを祝う「二十歳の祝賀式」を開催する。 二十歳を迎える方が主体的に参加できる式典とするため、有志による実行委員会を組織し、式典内容の検討や運営を担う。	

(2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保

「子どもたちを、より多くの目で見守ります」という基本理念のもと、「子どもの安全・安心対策の基本方針」に基づき、子どもの登下校時等の安全・安心の確保に努める。

また、児童生徒の危険防止のための措置を講じ、安全な環境の維持を図る。

取組 1 子どもの安全・安心対策の組織的推進	
通学路の整備	通学路安全確保のため、各小学校から危険個所の報告を受け、関係機関との連携を図りながら通学路の安全点検を行い、改善に努める。また、冬季間の通学路の除排雪に関わる対応を行う。
中学校通学路防犯灯の整備	中学校及び関係機関と連携を図り、水銀灯からLED灯への交換を進めるとともに、必要に応じて新設等の整備を図る。
「子どもの安全・安心対策の基本方針」に基づく取組の推進	子どもたちをより多くの目で見守るための各種安全・安心対策に向けて、教育委員会の関係課で構成する「子ども安全対策会議」で策定した基本方針に基づき、教育委員会及び他関係部署が連携し組織的に推進する。 「子どもの安全・安心対策の基本方針」（平成18年策定、平成27年改定）
取組 2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実	
子ども見守り活動の推進	子どもの危険を未然に防止するため、青少年健全育成連絡協議会を中心に行われている登下校時の子ども見守り隊などの地域見守り活動を啓発・支援する。また、学校・地域・警察署との連携のもと、「こども110番」について啓発・支援する。

	※こども１１０番について 犯罪等の被害に遭いまたは遭いそうになって助けを求めてきた子どもを保護し、警察への通報等を行う活動。
危険箇所の把握	青少年指導センター指導委員が各地区内の街頭指導・巡回において危険箇所等を把握し、所管する関係機関への連絡により改善を図る。
取組３ 緊急情報の迅速な配信	
「子ども安全情報配信システム」の運用	児童生徒の安全確保に努めるため、携帯電話等のメール機能により保護者や教員、青少年健全育成関係者等のシステム登録者に不審者情報や注意喚起等を適宜配信する。また、山形県連携中枢都市圏（村山管内７市７町）の不審者情報等について、広域情報として配信し、連携市町と情報共有を行う。 令和６年度 ・登録件数 ４，７８６件 ・配信件数 ２９件（内 不審者 ２４件、注意喚起 ５件）
市LINE公式アカウントによる配信	子ども安全情報配信システムで配信した情報について、市LINE公式アカウントでも配信する。
システム登録者の増加に向けた取組	ホームページやSNSなど、各種広報媒体を活用した周知とともに、子どもたちの安全・安心に関する情報の配信など、内容の充実を図る。
取組４ 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実	
子どもたちを事件・事故・犯罪から守るため、青色防犯パトロールでの巡回や、地域での見守り活動など、子どもが一人にならない仕組みの充実を図る。	

(3) 青少年を取り巻く環境の改善

関係行政機関及び地域団体等と連携しながら、青少年に有害な環境の浄化に努める。

取組１ 有害図書等の監視・調査	
有害図書調査	青少年育成推進員や学校、PTAなどの関係団体と連携し、書店・コンビニ等の有害図書調査を行い、地域における青少年に有害な環境の浄化を図る。
有害違法簡易広告物の通報	青少年にとって有害な違法簡易広告物を発見した場合は、県へ通報する。
取組２ 青少年のインターネット適正使用の啓発	
インターネット適正使用についての啓発	子どもがインターネットを安全に使用しトラブルに巻き込まれないようにするため、ペアレンタルコントロール、フィルタリングを含めた適正使用の必要性についてホームページやSNSなど各種広報媒体を活用し、保護者等に啓発する。また、県警など関係機関・団体・通信事業者等が推奨するインターネットやSNSの適正使用について、啓発チラシや各種青少年健全育成関係団体の機関誌等により広く周知する。
インターネット等安全パトロール	児童生徒に関するインターネットサイト上の掲示板等への書き込みがないか検索・閲覧・監視を行い、問題がある書き込みは学校へ情報提供等を行う。 （村山管内の小中高） また、近年若者の間で浸透している「インスタグラム」や「X（旧ツイッター）」上での書き込みチェックなど、SNS上でのパトロールによる監視の強化を図る。

	・ネット安全パトロール実施状況（令和6年度）					
		市 内		県 内		合計
	検案件数	7,500		11,278		18,778
	学校等へ連絡した件数	中学校	高校	中学校	高校	1
		0	1	0	0	
取組3 薬物乱用防止の啓発						
国や県、警察等と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配布を行い、薬物乱用防止を啓発する。						

（4）青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

青少年指導センターを拠点に、街頭指導と少年相談を実施するとともに、学校、関係機関・団体等と連携・協力しながら、青少年の非行防止対策を推進する。

取組1 街頭指導の実施	
各地区の青少年育成推進員、民生委員児童委員、主任児童委員及び保護司、学校から推薦された教員やPTA等に青少年指導センター指導委員の委嘱を行い、街頭指導を実施する。	
中央指導委員による街頭指導 （専門指導員同行による街頭指導）	① 平日の街頭指導 市内繁華街や大型ショッピングセンター、不審者情報が寄せられた地域等を中心に、地区から選出された中央指導委員が平日の街頭指導を実施する。 ② 長期休業期間の街頭指導 夏休みなどの長期休業期間は、学校教員等を中心とした街頭指導を実施する。 ③ 車両による街頭指導 市内一円を対象に機動力を活かした「青色防犯パトロール車」による街頭指導を実施する。
地区指導委員による街頭指導	① 地区の行事時等の街頭指導 長期休業期間やお祭り、花火大会等、各地区の青少年指導センター指導委員会の計画により街頭指導を実施する。 ② 危険個所の把握 各地区内の街頭指導・巡回において危険個所等を把握し、所管する関係機関への連絡により改善を図る。
取組2 少年相談の実施	
相談体制	青少年指導センター少年相談員による電話・メール・面談での悩み相談を実施する。 電話・面談：平日の午後1時～5時 メール：24時間受付
SNSによる（LINE・チャット）による相談体制	市ホームページ上の少年相談の受付窓口において、SNS相談窓口がある厚生労働省、文部科学省、山形県のホームページ、山形市健康増進課の相談窓口（NPO法人）と連携し、相談者が相談しやすい相談方法について情報提供する。
取組3 研修会の実施	
青少年指導センター指導委員、少年相談員の資質向上を図るため、研修会を開催する。	

取組 4 広域連携の推進	
県内各青少年指導センターとの連携	県内青少年指導センター等との情報交換などを通して、情報収集や青少年指導センター指導委員の資質向上に努める。
周辺市町・警察との連携	① 隣接他市町、県等との連携 児童生徒の行動範囲の広がりに伴い市や県境を越えた往来が予想されることから、仙台市こども若者相談支援センター及び村山総合支庁との連携により、仙台駅周辺ほか中心街での合同街頭指導を行い情報共有する。 また、県内周辺市町及び村山総合支庁との連携により、大型ショッピングセンター等で合同街頭指導を行い情報共有する。 ② 警察署との連携 山形警察署と連携し、山形駅周辺を中心に合同街頭指導を行い情報共有する。 ③ その他、青少年健全育成団体等との連携 山形市PTA連合会や、村山地区高等学校生徒指導協議会、山形南ロータリークラブとの連携を図り、定期的な情報交換と共有により子どもたちの現状把握に努めるとともに指導活動を行う。
“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動への取組	山形県青少年育成県民会議などの青少年健全育成団体や学校と連携し、「いじめ防止」標語の募集や、ポスター、県広報誌「見守る目・育む芽」を配布するなど、いじめ・非行の防止を呼び掛ける。



(青色防犯パトロール車を使用した街頭指導の様子)

5 子どもの安全・安心対策の基本方針

(平成27年9月30日 改定)

(1) 方針策定の経緯

近年、児童生徒が不審者から声をかけられたり、連れ去られようとするなど、子どもの安全・安心を脅かす事件が各地で発生し、本市も例外ではないことから、平成18年1月に「子どもの安全・安心対策の基本方針」を策定しました。

平成21年2月には、その実行性を高め、より効果的に推進していくための改定を行い、平成27年9月には、子どもたちを取り巻く社会環境に即した安全・安心対策とするため二回目の改定を行いました。

(2) 目 的

子どもたちにとっては、依然として、登下校の時間帯における危険性が高い状況にあります。そのため、引続き、子どもの登下校時の安全・安心を守ることを目的とします。

(3) 基 本 理 念

「子どもたちを、より多くの目で見守ります」

子どもたちの安全・安心のために、可能な限り多くの対策を講じ、より多くの目で見守ります。

(4) 基本方針とその施策

基本理念をふまえ、次の二つの視点から子どもの安全・安心対策を推進します。(別表)

- ① 子どもが一人になる場면을、可能な限り無くすこと。
- ② 子ども自身が、自らを守ることを身につけること。

(5) 施策の推進にあたって

これらの安全・安心対策は、その全てが有機的に連携することによって、はじめて有効性を発揮します。「子ども安全対策会議」のもと、実施主体、関係部署等と連携して推進します。

また、保護者の協力を必要とするものについては、これを周知し、実効性を高めていきます。

(4) 基本方針とその施策（別表）

基本方針と施策		実 施 内 容	所 管 課
子どもの安全・安心対策を組織的に推進します。			
	関係部署との連携の充実	教育委員会内の関係課による「子ども安全対策会議」のもと、他の部署とも連携して推進します。	社会教育青少年課
子どもたちの安全・安心を地域で守る体制の充実を推進します。			
	「子ども見守り隊」運動の充実	各地区で展開している「子ども見守り隊」運動を、啓発・支援します。	社会教育青少年課
	「こども１１０番」の充実	学校、地域の関係団体と警察署との連携のもと、「こども１１０番」について啓発・支援します。	社会教育青少年課
	公民館による防犯意識の高揚	関係機関の要望に基づき、公民館だよりや館内掲示スペース等に子どもの安全・安心対策に関する情報を掲載し、地域の防犯意識の高揚を図ります。	社会教育青少年課
子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上を推進します。			
	防犯訓練等の各種対策の実施	学校教育課から、全小中学校に訓練や講話の実施を呼びかけます。	学校教育課
	安全マップの活用	安全マップ等を活用した積極的な安全指導の実施を、学校教育課から全小中学校に呼びかけます。	学校教育課
緊急情報を迅速に送信し、即応性を高めます。			
	携帯電話等による「子ども安全情報配信システム」の運用	登録された携帯電話等に緊急情報を配信し、保護者をはじめ、広く市民に周知します。また、長期休業前には犯罪や非行の未然防止を促すメールを配信し、子どもの健全育成に努めます。	社会教育青少年課
一人にならない、一人にしないための仕組みの充実を推進します。			
	複数での登下校の実施	複数での登下校を出来る限り実施するように、学校教育課から全小中学校に呼びかけます。	学校教育課
	放課後子ども教室の実施	放課後や週末における、児童の安全・安心な活動拠点を確保します。	社会教育青少年課
危険が潜みやすい場所の改善を推進します。			
	防犯灯の設置と適正な維持管理の推進	中学校通学路の防犯灯整備及び維持管理を行っていきます。	教育企画課
	公園等の植栽やトイレの適正な維持管理の推進	学校や地域からの情報に基づき、関係部署に依頼します。	社会教育青少年課
	街頭指導・巡回による危険箇所等の把握及び改善	青少年指導センター指導委員による街頭指導・巡回において危険箇所等を把握し、関係部署に改善を依頼します。	社会教育青少年課
	空き家や倉庫、小屋など普段人影の無い場所の適正な維持管理の推進	安全マップの活用や見直しを図りながら、学校や地域からの情報に基づき、関係部署に依頼します。	学校教育課

< 参 考 >

一人にならない、一人にしないための仕組みの充実を推進します。			
	青色防犯パトロールの実施	青色回転灯を装着した交通安全指導車により、通学路を中心に巡回します。	市 民 課
	青色防犯パトロールの実施（R3.10月～）	青色回転灯を装着した街頭パトロール車により、不審者等による犯罪の防止・抑制のため巡回します。	社会教育青少年課
	放課後児童クラブ（学童保育）の運営	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与え健全な育成を図ります。	こども未来課

6 令和7年度山形市の青少年育成関連事業一覧〔関係課（施設）別〕

領域：

- 1 青少年を健やかに育む家庭づくり
- 2 青少年の社会性を育む地域づくり
- 3 青少年の創造性を育む学校の充実
- 4 社会的な自立を支援する職場の充実
- 5 青少年の健康と安全の保持
- 6 社会の多様化への対応
- 7 非行・問題行動の防止
- 8 総合推進と連絡調整

課（施設）名	新・継	領域	事業名	事業内容
国際交流センター	継	6	国際交流出前講座 国際交流理解講座	●出前講座 対象：小・中・高生 英語圏、中国圏及び韓国・朝鮮語圏の国際交流員等各1名を小・中学校で開催される総合学習や、高校の授業の一環としての国際関連事業に派遣する。青少年が様々な多文化体験を通じて広い視野と国際感覚を身に付けることを目的とする。 ●理解講座 対象：市民 講座を一般募集で行うことにより、広範囲の個人を対象として開催する。学校への派遣となる出前講座には参加できない子どもたちに参加の機会を提供する。対象年齢は講座の内容による。
男女共同参画センター	継	6	男女共同参画に関する一行詩募集	男女共同参画を身近なところから感じてもらい、理解と参画を図る。 応募資格：市内に在住、在勤又は在学していること ●中学・高校の部 ●大学・一般の部 募集締切：令和7年9月30日（火） ※中学・高校の部から入賞作品を選考し、表彰する（表彰式なし）。なお、全応募作品を広報やまがたや山形市公式ホームページなど、各種広報媒体をとおして周知する。
	継	3	小・中学生用男女共同参画学習資料の配布	「男女平等」「男女の相互理解」「個人の尊厳」等について理解を深めてもらうため、小学1・4年生及び中学1年生を対象とする男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」及び教師用学習資料「きらりかがやいて活用に向けて」を市内小・中学校へ配布する。中学1年生用の学習資料については、「男女相互の理解と協力」、「ジェンダーと多様性（LGBT）」をテーマとし、多様な性に関する基礎知識などをわかりやすく記載している。 ・「きらりかがやいて」 小学1年生…2,500部 小学4年生…2,500部 中学1年生…2,600部
	継	5	若年層を対象としたDV防止啓発事業	高校生を中心とした若年層に対して、デートDV防止パンフレット等を配布し、デートDVの予防啓発と相談窓口の周知を図る。 ・デートDV防止パンフレット…4,000部 ・相談窓口案内入り啓発カード…5,500枚
	継	5	小・中学生向け出前講座	小・中学生を対象に「いのち」の大切さについて学ぶ出前講座を行い、健全な心を育て、自殺防止や暴力防止を図る。
	新	2	公民連携による女性人材育成事業（女子高校生向け）	高校生が「働くこと」や「地元企業」を身近に感じ、山形の良さを知るとともに、自分らしい未来のキャリアを考えるきっかけを提供することを目的としたワークショップを開催する。
スポーツ課	継	5	ジュニアスポーツの育成	ジュニアスポーツクラブ等の健全育成と、スポーツ愛好の精神を増進し、少年スポーツ活動を通じて体力増進を図る。 対 象：アイスホッケー、陸上、水球、ラグビー、ボクシング
	継	5	中学校運動部の強化推進	競技力の向上と各種競技の普及育成を図るとともに各種スポーツの振興と競技力向上の推進を図るため、指導者講習会を実施し、その資質を高める。 スポーツ教室、運動部指定強化、運動部育成、駅伝強化事業 等
	継	5	スポーツ少年団育成強化	スポーツ少年団を指定強化し、スポーツ少年団活動の活性化を図る。 対 象：市内24スポーツ少年団
	継	5	山形市スポーツ少年団総大会	対 象：市スポーツ少年団登録者 種 目：8種目 約1,500人 （サッカー、軟式野球、ミニバスケットボール、バレーボール、剣道、柔道、空手道、スキー）
	継	5	子ども会球技大会	技術の向上と各子ども会相互の親睦を図る。 参加チーム：24チーム
	継	5	運動部活動地域連携促進	地域人材を活用し、中学校運動部活動の活性化を図る。 47人（中学校運動部外部指導者）
市民課	継	5	地区（学区）交通安全の推進	学校、家庭及び地域の連携により、地区（学区）の交通安全を推進することを目的に組織された団体に対して助成し、交通安全の推進を図る。（推進団体33団体）
	継	5	交通指導員の設置	小学校児童の通学等の安全を確保するため、登校日の通学時間帯に交通安全指導を行う。 ・交通指導員59名・指導場所59か所（令和7年3月末）
	継	5	幼児交通安全教育	就学前の幼児（幼稚園、保育園、こども園、子育て支援センター）とその保護者を対象に交通安全指導を行う。 ＜令和6年度末＞ 実施回数：275回、受講者数：11,208人
	継	5	児童・生徒の交通安全教育	小中学校等の交通安全教室において、道路の歩行と横断、自転車の安全な乗り方について交通安全指導を行う。 ＜令和6年度末＞ 実施回数：110回、受講者数：6,827人
	継	5	青色防犯パトロールの実施	交通安全指導車1台で週2回、通学路を中心に、学区を変えて、児童の下校時に合わせ、1回2時間のパトロールを実施する。
消費生活センター	継	5	消費者啓発推進事業	悪質商法等による消費者被害の未然防止を図るため、学生（小学生、中学生、高校生、大学生を含む）を対象に、消費生活出前講座及び啓発資料の配布を実施する。

課（施設）名	新・継	領域	事業名	事業内容
消費生活センター	継	1	夏休み親子はかり作り教室	普段の生活の中で行っている「計る」について、親子で学習することにより、計量に関する意識の向上を図る。 対 象：小学校3年生～6年生の児童及びその保護者 実施日：8月2日（土）開催予定 ※山形県、（一社）山形県計量協会との共催
保健政策課	継	5	休日夜間診療所人材確保補助事業	山形市医師会が開設者となっている山形市休日夜間診療所の医師等の人材確保に対して補助を行う。 夜間は、毎日、小児科医と内科医が常駐する。日曜・祝日及び年末年始（12月31日から1月3日）は、小児科医と内科医又は外科医が常駐する。
母子保健課	継	5	予防接種事業	1 B型肝炎（個別接種） 2 単独不活化ポリオ（個別接種） 3 五種混合【四種混合＋ヒブ】（個別接種） 4 四種混合【三種混合＋不活化ポリオ】（個別接種） 5 二種混合（個別接種） 6 麻しん風しん混合（個別接種） 7 麻しん（個別接種） 8 風しん（個別接種） 9 日本脳炎（個別接種） 10 BCG（個別接種） 11 ヒブ（個別接種） 12 小児用肺炎球菌（個別接種） 13 子宮頸がん予防（個別接種） 14 水痘（個別接種） 15 ロタ（個別接種）
	継	5	風しん抗体検査及び予防接種費用助成事業	成人の風しん対策として、先天性風しん症候群を予防することを目的に、風しん抗体検査の全額助成及び風しん予防接種費用の一部助成を行う。
	継	1	母子保健推進事業	1 妊婦乳幼児健康診査等 ① 妊婦健康診査（個別健診） ② 妊婦歯科健康診査（個別健診） ③ 新生児聴覚検査 ④ 1か月児健康診査（個別健診） ⑤ 4か月児健康診査（個別健診） ⑥ 9か月児健康診査（個別健診） ⑦ 1歳6か月児健康診査（集団健診） ⑧ 1歳6か月児精密健康診査（個別健診） ⑨ 3歳児健康診査（集団健診） ⑩ 3歳児精密健康診査（個別健診） ⑪ 5歳児健康診査（集団健診） ⑫ 5歳児精密健康診査（個別健診） 2 母性父性の健康教育相談 ① 母子健康手帳交付時の健康相談 ② ママパパ教室 3 乳幼児の健康教育・相談 ① 幼児発達相談 ② 子育てはあと相談 ③ こどものからだスッキリ教室 4 訪問指導 ① 妊産婦訪問指導 ② 新生児訪問指導 ③ 未熟児訪問指導 ④ こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ⑤ 育児支援家庭訪問（養育支援訪問事業） 5 母子包括支援事業 ① 妊婦等包括相談支援事業 ② ようこそ赤ちゃん応援メッセージ贈呈事業 ③ 女性の健康支援事業 6 産後ケア事業 ① ショートステイ ② デイケア ③ 乳房ケア（通所・訪問） ④ ママサポーター 7 不妊治療費助成事業 8 不育症検査費助成事業
健康増進課	継	5	成人保健事業	1 すこやか健診 2 子宮がん検診 3 レディース健診
	新	5	予防歯科推進事業	むし歯の罹患率が増加する混合歯列期前に歯みがき習慣を獲得し、歯科定期受診のきっかけづくりとする。
	継	1	離乳食教室	乳児の健やかな成長・発育への支援のため、正しい離乳食のすすめ方について指導する。具体的な調理方法も含めて、育児担当者の支援を行う。（月1回）
	継	1	食育事業	1 バクバクよい子のクッキング 2 チャレンジおやつクッキング
	新	5	推定食塩摂取量検査事業	自身の食生活を振り返り、健康的な食生活や減塩を普及するために、5歳児健診の受診児や小中高生を対象に尿検査を実施し、1日の食塩摂取量を推定する。
	継	5	受動喫煙防止対策事業	子どもの受動喫煙対策を推進するために、受動喫煙に関する知識の普及啓発を行い、望まない受動喫煙を防止する社会環境の整備を推進する。 ・小学校への出前講座等の実施
精神保健・感染症対策室	継	5	精神保健福祉事業	1 自殺対策 ・「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」に基づく「山形市自殺対策推進庁内連絡会議」「いのち支える山形市自殺対策協議会」の開催 ・児童生徒のSOS出し方教育の実施 ・こころ支えるサポーター養成講座の実施 2 精神保健福祉相談、ひきこもり相談 ・精神保健福祉士、保健師による相談（随時） ・精神科医師による相談（予約制） ・家族向けひきこもり学習会の実施 ・こころの健康相談事業（相談窓口の普及啓発、事例検討会）
	継	5	感染症対策事業	1 HIV抗体検査及び相談事業 2 性感染症検査及び相談事業（性器クラミジア症、梅毒） 3 ウイルス性肝炎患者等の重症化予防事業（肝炎検査及び相談事業）

課（施設）名	新・継	領域	事業名	事業内容
環境課	継	3	「脱炭素社会（ゼロカーボン）」実現 普及・啓発事業 (気象予報士による子ども向け講座)	カーボンニュートラルの意義をわかりやすく周知するため、小学生を対象に、自由研究の参考にできるような実験等を交えた講演を開催する。 ○会場：遊学館 ○講師：気象予報士 天達武史氏 ○参加者数想定：親子合わせて約200人
	継	3	「脱炭素社会（ゼロカーボン）」実現 普及・啓発事業 (環境パフォーマーによる子ども向け講座)	カーボンニュートラルの意義をわかりやすく周知するため、幼児～小中学生等を対象に、科学実験等を交えた講演を開催する。 ○会場：遊学館 ○講師：らんま先生 ○参加者数想定：親子合わせて約300人
	継	1	蔵王山クリーン作戦	対 象：親子、企業、地元ボランティア 実施日：令和7年6月7日(土) 場 所：蔵王山一帯 (地藏山・観松平・中央高原・盃湖・温泉街周辺等)
循環型社会推進課	継	2	集団資源回収推進事業	資源回収を実施した小中学校、PTA、子供会等に回収量及び実施回数に応じた奨励費を交付し、ごみ減量とリサイクル推進を図る。
地域共生社会課	継	1	民生委員・児童委員活動	児童福祉に必要な諸活動を行う。 民生委員・児童委員数 499名（令和7年12月1日～501名） 任期 令和4年12月1日～令和7年11月30日 令和7年12月1日～令和10年11月30日
障がい福祉課	継	1	まんさくの丘運営管理	障がい（児）者の総合福祉施設として、それぞれの施設が連携を図り、各事業の特性を活かしながら、充実した療育及び支援等の障がい児通所支援及び障がい福祉サービスを実施する。
	継	1	障がい児通所支援事業	障がい児への適切な療育のため、障がい児通所支援事業所において日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練等のサービスを提供する。
	継	1	障がい者相談支援委託事業	障がい（児）者の保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う。身近な総合相談窓口として、市内6相談支援事業所に委託している。
	継	1	障がい児福祉手当支給事業	在宅の重度の障がいがある20歳未満の方に対し手当を支給し、経済的負担の軽減を図る。
	継	1	心身障がい児野外活動事業補助	心身障がい児を対象とした1日遊びの場を設定し、子ども、保護者、ボランティアの交流促進と障がい児の福祉向上を図る活動に対し補助を行う。
	継	1	心身障がい児機能訓練事業補助	心身障がい児の保護者やボランティア団体が行う心身障がい児への機能訓練教室に対し補助を行う。
	継	1	障がい福祉サービス事業	居宅介護や短期入所などのサービスを提供し、障がい児とその保護者の日常生活における負担の軽減を図る。
こども未来課	継	1	シェルターインクルーシブプレイス コパル（南部児童遊戯施設）運営管理	児童遊戯施設「シェルターインクルーシブプレイス コパル（南部児童遊戯施設）」の管理運営
	継	1	べにっこひろば運営管理	児童遊戯施設「べにっこひろば」の管理運営
	継	8	子育て情報発信事業	子育てガイド・子育て支援マップ作成のほか、ホームページにより各種情報を発信し、行政と民間が互いに連携した子育て情報を提供する。
	継	2	児童遊園整備事業	児童遊園の施設整備を行う。 既 設：271カ所
	継	1	放課後児童クラブおやつ代支援協力金	原油価格・物価高騰対策による子育て世帯への支援として、放課後児童クラブが提供する放課後の時間帯に栄養面や活用面から必要とされるおやつの内容や量などの確保を図るとともに、物価高騰により保護者が負担するおやつ代の引き上げが最小限となるよう放課後児童クラブに協力金を支払うことで登録児童保護者の負担軽減を図る。
	継	1	放課後児童健全育成事業	1 運営委託及び支援 小学校の留守家庭の児童を対象に、児童が健やかに育つよう、放課後遊びや生活指導等を行う放課後児童クラブ運営委員会等に対する委託により実施。 (86カ所) 2 施設整備 令和7年度は、クラブ施設の環境整備を図るため、1クラブの移転、1クラブの分割による新設（市有施設を専用施設に改修した移転・小学校内既存施設の分割）を行う。
保育育成課	継	1	市立保育所運営管理事業	1 保育を必要とする乳幼児を保育するための保育所を運営する。 (市立 10ヶ所) 2 一時保育：保護者が一時的に保育をできない時等に児童を預かる制度（非定型保育と緊急保育の2種類がある） (市立 3ヶ所) 3 病後児保育：病気の回復期ではあるが集団生活が困難である場合に専用スペースで預かる事業 (市立 1ヶ所) 4 子育て支援センター：子育て支援センターにおいて、育児講座、育児相談、保育サービスの情報提供等を行い、子育て家庭に対する支援を行う。 (市立 2ヶ所)
	継	1	児童館各種事業	東部・南部・北部児童館の管理運営 その他各児童館事業
	継	1	ファミリーサポート事業	子育てを手伝ってほしい方の依頼を受け、有償ボランティアの方が援助活動を行う。
	継	1	医療的ケア児受入事業	日常生活の中で、恒常的に医療的ケアを必要とする子どもが保育所等を希望する場合、保育所等で受入れ保育を行う。 (市立 1ヶ所、民間立 1ヶ所)
	継	1	幼児教育・保育の無償化事業	平成28年度より国の制度に合わせた第3子以降の保育料の無償化や、3歳児以上の教育・保育の無償化事業を行っている。また、令和3年9月より山形県の事業に基づき、国保育料の3～5階層に該当する保護者に対し、引き続き補助金を交付する。 (認可外保育施設等の利用者も対象)
	継	1	民間立保育所運営委託費	保育を必要とする乳幼児を保育するための保育所に対し委託費を支払う。 (民間立29カ所)

課（施設）名	新・継	領域	事業名	事業内容
保育育成課	継	1	施設型給付費	3歳以上教育を必要とする就学前の子ども及び保育の必要性のある就学前子どものための教育・保育の給付を行う。 (35ヵ所)
	継	1	地域型保育給付費	1 小規模保育事業（保育の必要性のある0～2歳児を対象とする定員6～19名の保育事業）実施事業者に給付・補助を行う。 (8ヵ所) 2 家庭的保育事業（保育の必要性のある0～2歳児を対象とする定員5名までの保育事業）実施事業者に給付・補助を行う。 (14ヵ所)
	継	1	1歳児受入促進支援事業	特に待機児童の多い1歳児の受入を促進するため、1歳児を弾力的に受け入れている施設に対し保育士給与等の補助を実施し、保育所等の支援及び保育士の持続雇用を可能としたことで待機児童の解消を行う。
	継	1	保育利用予約支援事業	児童が1歳に達する日まで育児休業を取得し、育児休業終了後に保育所へ入所できるよう、前もって入所予約することができることで、入所が内定している状況で安心して育児に専念できるよう支援する。
	継	5	一時預かり等事業	1 一時保育事業（非定型保育、緊急保育、余裕活用型） （非定型）就労や職業訓練等により保育が断続的に困難な方のための保育を実施。 （緊急）育児疲れや冠婚葬祭等により、一時的に保育が困難な方のための保育を実施。 （余裕活用）地域型保育事業等において、育児疲れや冠婚葬祭等により、一時的に保育が困難な方のための保育を実施。 2 病児保育事業（病児対応型、病後児対応型） （病児）回復期に至っていないが、当面症状の急変が認められない児童を保育。 （病後）回復期であるが、集団保育が困難である児童を保育。 3 延長保育事業 おおむね午後7時までの延長保育を実施。 4 障がい児保育事業 障がい児受入にあたり、保育士を専任化するなどの見守り等の体制の強化を図った保育所等に対して補助。
	新	1	一時預かり事業費利用者負担軽減補助金	一時保育（緊急保育）を非課税世帯や一定所得未満の世帯等の児童が利用している場合に、保護者の負担軽減を目的として、保育料に対し補助を行う。
	新	1	こども誰でも通園制度	保護者の方の就労要件を問わず、0歳6か月から3歳未満で保育所などに通っていないこどもが利用できる。 (市立2ヵ所)
	継	5	病児・病後児保育予約システム導入事業	病児・病後児保育に係る予約システムサービスを活用し、病児保育事業の利便性向上（予約、キャンセル等）と連携中枢都市圏（7市7町）における広域利用により当該事業の利用促進を図る。
	継	1	子育て支援センター運営支援事業	子育て支援センターにおいて、育児講座、体験保育、保育サービスの情報提供等を行い、子育て中の親子に楽しんで子育てが出来るよう支援する。 (民間立22ヵ所)
	継	1	認可外保育所子育て支援事業費補助金	認可外保育施設の運営及び市が独自に設定した基準を満たす施設へ補助を行う（より高い基準を満たした施設には、認証を行い補助を加算する）。
	継	1	認可外保育施設利用者負担軽減補助金	同一世帯で2人以上の児童が認可外保育施設等を利用している場合、第3子以降の児童、一定所得未満の世帯やひとり親・障がい者世帯の児童が認可外保育施設を利用している場合に、保護者の経済的負担の軽減を目的として、保育料に対し補助を行う。
	継	1	認可外保育施設利用者給付費 私立幼稚園利用給付費	認可外保育施設、幼稚園等を利用する幼児教育・保育の無償化対象児童の保護者に対して給付を行う。
	継	1	2歳児就園保育料等軽減補助金	幼稚園の2歳児及び満3歳児の預かりを促進するため、幼稚園、認定こども園の2歳児の保育料及び預かり保育料並びに満3歳児の預かり保育料の補助を行う。
こども家庭支援課	継	5	保育所等におけるICT化推進事業	保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するため、ICT化に取り組む保育所等に対し支援を行う。（登降園管理等）
	継	1	保育所等給食費負担軽減協力金	原油価格・物価高騰対策による子育て世帯への支援として、保育所等が提供する給食の質及び量の確保を図るとともに、食材料費等の高騰により給食費の引き上げが最低限となるような保育所等に協力金支払うことで入所児童保護者の負担軽減を図る。
	継	1	ひとり親家庭等福祉事業	母子・父子家庭等の生活安定と福祉の向上を図る。 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・ひとり親家庭生活応援給付金等事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭就業・自立支援事業 ・ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業（受験料等支援含む）
	継	1	子どもの貧困対策事業	地域において子ども達を見守り、健やかな成長を育むため、子どもやその保護者、孤立しがちな世帯が地域住民と交流できる「子どもの居場所づくり」を推進する。 ・子どもの居場所づくり支援事業 ・子どもの居場所づくり支援事業費補助金
	継	1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦等に対して、低金利または無利子で各種資金を貸し付け、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長を図る。
	継	1	児童手当給付事業	高校生年代までの子を養育している者に対し、児童手当を支給する。
	継	1	児童扶養手当給付事業	母子父子家庭等で18歳までの児童（一定の障害状態にある児童の場合は20歳未満）を養育している者に対して手当を支給する。
	継	1	健やか教育手当給付事業	母子父子家庭等で小・中学生の児童を養育している者に対して手当を支給する。
	継	1	こども医療給付事業	18歳に到達した年度末までのこどもに対する医療費の軽減を図る。
	継	1	親子健やか医療給付事業	両親もしくは父母の一方のいない家庭において、18歳以下の児童及びその児童を養育している者の医療費の軽減を図る。
こども家庭センター	継	1	こども家庭センター運営事業	母子保健・児童福祉の両機能が一体的な組織として連携・協働し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目のない相談支援を実施する。
	継	1	児童家庭相談援助	児童虐待防止・児童の福祉向上を図るため、専門的な指導・相談を実施する。
	継	1	支援対象児童等見守り強化事業	困難を抱えていても、相談や必要な支援につながりにくい世帯等に対し、LINEを活用した情報発信及び子育て相談を実施し、必要な支援につなげる。

課（施設）名	新・継	領域	事業名	事業内容
こども家庭センター	継	1	母子生活支援施設入所措置事業	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情のある女子、及びその者が養育する児童を入所させ保護する。
	継	1	山形学園運営管理	児童養護施設「山形学園」の管理運営
	継	6	子育てショートステイ事業	保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。
	新	1	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する。
観光戦略課	継	5	古竜湖キャンプ場整備	維持・管理業務（自然を通じ、親子の触れ合いの場としてのキャンプ場を整備する。）
農政課	継	3	農業資料集「さなえ・みのるの山形市農業たんけん隊」及び農産物マップの配付	小学生から広く山形市の農業を理解してもらうために、3年生に社会科の参考資料として配付している。 ・令和7年度作成予定 農業資料集:2,100部 農産物マップ:125枚
	継	1	親子農業たんけん隊	山形市の農業に関する実践的学習の場として小学生とその家族を対象に農園1区画を貸し出し、植え付けから水やり、草刈り、収穫などの全ての管理を親子で体験してもらう。
森林整備課	継	3	緑の少年団育成事業	明るく住み良い緑に恵まれた郷土の自然に親しみ、少年達の健康で心豊かな人間性の向上を図るため、市内小学校に結成されている緑の少年団を支援する。
	継	3	中学校への市産材の普及啓発事業	木材利用と森林整備の関係や間伐の必要性を理解してもらうことを目的とし、山形市産間伐材を使用したスギ板材を市内中学校へ技術家庭の教材として提供する。
	継	1	幼児への積木贈呈事業	1歳6か月健診時に、幼児に市産材を使った積み木を贈呈し、幼児期から木に触れ、木に対する親しみや自然を大切にする心を育む木育の推進を図る。
地方卸売市場	継	3	市場（流通機能）の理解を深める事業	学校教育のカリキュラムと連携しながら、主に小学校の児童及び中学校、高校の生徒に対して、流通機能学習の場を提供する。
公園緑地課	継	2	草花の種子の配布	緑化運動の推進のため、保育園、小学校等に草花の種子を配布する。
	新	2	グリーンパークボランティア	緑豊かな公園の管理と市民による持続可能な緑化活動、及び緑量増加に伴うCO ₂ 削減を目的として民間企業と学生を中心とした緑化ボランティアサークルを立ち上げ、その活動の支援を行う。
	新	1	グリーンキッズプロジェクト事業	花や緑を教育や地域活動等に取り入れる「花育」と植物と環境とのかかわりを学ぶ「緑育」を通し、緑化活動と地域環境に対する子供の関心と取り組み意欲の向上を図るため、子どもを対象とした講座を行う。
消防本部予防課	継	5	親子防災学習会	市内小学生対象の親子に、山形市市民防災センターの各体験施設（応急手当・地震・消火・煙・119番通報・消防士なりきり）を活用した防災学習を主に実施する。 対 象：市内小学生 実施日：令和7年8月24日（日）予定 場 所：山形市市民防災センター
	継	2	防火ポスター作製・展示	少年消防クラブ員に夏休み期間前に防火ポスター作製を依頼、完成した防火ポスターをイオンモール山形南店に展示する。 令和7年9月頃を予定
	継	5	少年消防クラブ防災学習会	市内の少年消防クラブ員に、山形市市民防災センターの防災学習や様々な体験学習を実施し、防火思想を広める。 対 象：少年消防クラブ 実施日：令和7年8月頃を予定 場 所：山形市市民防災センター
	継	5	ガールスカウト防災学習会	ガールスカウト員に、山形市市民防災センターの防災学習や様々な体験学習を実施し、防火思想を広める。 対 象：ガールスカウト山形県連盟員 実施日：令和8年3月1日（日）予定 場 所：山形市市民防災センター
上下水道部経営企画課	継	2	夏休み下水道教室	下水道の役割について理解を深めるとともに、自然の恵みについて子供と保護者が一緒になって体験し学習する。 実施日：令和7年8月5日（火） 場 所：山形浄化センター（天童市大字大町字西原1915） 共 催：（公財）山形県建設技術センター／上山市／天童市／山辺町／中山町
学校教育課	継	6	第19回短期交換留学事業	令和7年7月にスワンヒルより訪問団（中高生15名、引率者4名）受入予定
	継	3	魅力ある学校づくり推進事業	各学校が地域に開かれた学校づくりを推進し、地域と協力して子どもたちの体験活動や授業などの様々な教育活動を展開する取り組みを支援する。
	継	5	小学校陸上・水泳記録会	技能の向上とスポーツに対する愛好的態度の育成を推進する。
	継	5	小学校スポーツ教室	児童の体育・スポーツ活動を振興し、児童の運動技能の向上と体力の向上、並びに児童相互の親睦・交流を図る。 種 目：水泳
	継	5	小学生スキー教室推進	小学校のスキー教室を推進、奨励する。 対象児童：3学年以上の児童 7,791人
	継	5	いのちの教育推進事業	1 いのちの教育研修会の開催 2 安全主任研修会
	継	3	小学校スポーツ指導者の養成	指導者の確保・養成並びに指導力の充実に努める。 対 象：陸上運動、器械運動、表現運動ほか

課（施設）名	新・継	領域	事業名	事業内容
学校教育課 総合学習センター	継	7	不登校児童生徒対策事業	不登校生への対応及び未然防止のために、校内外における研修会を行うとともに、山形市総合学習センター不登校児童生徒適応指導教室へ通学する児童生徒を支援する。 また、スクールソーシャルワーク・コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーを教育委員会、学校に配置し、教育体制を整備する。
総合学習センター	継	6	子ども科学教室の開催	学校の休業日に合わせ、山形市総合学習センターにおいて児童生徒対象の「おもしろ実験教室」を山形大学フレンドシップ事業との共催により実施する。
	継	2	中2・はたらく体験推進事業	学校・地域・企業と連携・協力しながら、市立中学校2年生の職場体験学習を推進する体制を整備する。
社会教育青少年課	継	2	二十歳の祝賀式	社会の形成者として20歳となる自覚を持つよう呼びかけるとともに、地域ぐるみでお祝いする事を目的として「二十歳の祝賀式」を開催する。
	継	2・5	山形市放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室などを活用し、子どもの安全安心な活動拠点（居場所）を設けるとともに、学ぶ意欲のある子どもたちに対して学習機会を提供し、子どもたちの健やかな成長を促す。 大曽根小学校等を会場に実施する。
	継	8	青少年問題協議会運営事業	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策について協議し、関係行政機関に対し意見の具申を行う。 ・委員：27名 （構成）会長：市長 副会長：2名（教育長・民間） 市議会：3名 行政機関：10名 民間：11名 ・事業開始：昭和34年 ・根拠法令等：地方青少年問題協議会法 山形市青少年問題協議会設置条例
	継	8	青少年健全育成講演会開催事業	これからの社会を担う青少年の健全育成を推進するため、市民全体の意識高揚を図ることを目的とし開催する。
	継	2	地区青少年健全育成連絡協議会活動奨励事業	地区内の青少年関係機関、団体及び関係者等で組織される、連絡協議会等（小学校区単位で現在34団体）に対し、活動奨励金を交付し、地域総ぐるみの青少年健全育成活動を促進する。
	継	2	青少年育成推進員設置事業	地域における青少年健全育成活動を組織的、継続的に実践するため、適任者60名以内（各小学校区毎に1～2名）を委嘱し、活動の推進を図る。 任 期：令和6年6月から2年間。
	継	2	青少年育成団体への支援事業	自主的活動を行う青少年育成関係団体を財政的に支援し、青少年の育成を図る。 合 計：5団体
	継	2	青少年市民運動促進事業	青少年の健全育成市民運動を展開する「山形市青少年育成市民会議」の活動を促進する。
	継	6	JICA海外協力隊支援事業	海外で活躍する予定の本市出身の協力隊員への出発前の激励など。
	継	5	子ども安全情報配信システム	登下校時の児童生徒の安全確保に努めるため、携帯電話等を通して、保護者等の登録者に不審者情報を配信する。 令和6年度未登録者数：4,786人
	継	2・5	「子ども見守り隊」市民運動推進事業	市内小学校学区の青少年健全育成連絡協議会を中心に、「子ども見守り隊」の腕章及び自動車貼付用ステッカーを使用した地域活動を支援し、子どもに対する不審者等の被害を未然に防止すると共に、地域における「子どもを見守る」機運と、青少年健全育成の意識高揚を図る。
	継	1	「夏休み生活標語」事業	中学生の夏休み生活標語の入選作を表彰するとともに、優秀作品をポスターにし、各学校及び関連施設へ掲示して規律正しい生活を呼びかける。
	継	7	街頭指導活動	市内繁華街を中心に、閉庁日を除く毎日、午前・午後・夕刻・夜間に分け、青少年の非行防止を目的として街頭指導を実施する。 学校長期休業期間中においては、地区街頭指導活動を促進する。
	継	7	少年相談活動	電話、面接及び電子メールによる少年相談窓口を開設し、多様化する青少年の相談に対処する。
	継	7	青少年指導センター運営協議会運営事業	青少年指導センターの公正かつ適切な運営に関する事項を協議する。 委員数：17名
	継	8	「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進	関係機関・団体との連携の下、各種事業を展開することにより、この運動を総合的に実践・推進する。
	継	8	「やまがたの青少年」発行事業	青少年の実態と当市行政施策についての冊子を編集・発行し、市公式ホームページに掲載・周知する。 年1回発行
	継	6	ネット安全パトロール事業	インターネット、モバイルサイト等のネットパトロールを実施し、県内の児童・生徒のインターネット上の掲示板等への書き込みを検索・閲覧しながら、状況等によっては学校等へ職員を通して連絡するなど、インターネット内の安全パトロールを実施する。
少年自然の家	継	2	第27回わんぱくサマーキャンプ	キャンプや自然体験活動を通して、自然の素晴らしさを実感するとともに、友達と協力することの大切さを感じ取る。 募 集：小4～中2・30名程度 実施日：令和7年8月2日（土）・3日（日） 年1回
	継	2	第32回わんぱくウィンターキャンプ	冬の自然体験を通して、自然の雄大さ・協力することの大切さを実感するとともに、門松作りなどの伝統文化のよさを味わう。 募 集：小4～中2・30名程度 実施日：令和7年12月20日（土）～21日（日） 年1回
	継	2	第39期自然の家少年団（通年参加）	年間7回の宿泊活動等を通し、心身豊かな、自然を愛する子どもを育成する。 募 集：小学4年生・30名
	継	2	森の昆虫見つけ隊	昆虫採集・標本作りを通して、豊かな自然環境に対する認識を深める。 募 集：小3～中学生の親子 10組20名程度 実施日：令和7年7月25日（金） 令和7年7月26日（土） 令和7年7月27日（日） 年3回
	継	1	自然の家 秋祭り	市民に広く施設を開放し、野外活動や文化活動などの機会と場を提供し、自然環境保全について考える契機を設ける。 募 集：一般市民200名程度 実施日：令和7年9月14日（日） 年1回

課（施設）名	新・継	領域	事業名	事業内容
少年自然の家	継	2	わくわくキッズキャンプ	自然体験活動を通して、自然の素晴らしさ体感するとともに、初めて会う職員や友達と交流する楽しさを味わう。 募 集：小3・4年30名程度 実施日：令和7年6月21日（土）～22日（日） 令和8年1月31日（土）～2月1日（日） 年2回
	継	1	プラネタリウム一般公開	プラネタリウム体験を通して星空への興味や関心を高める。 募 集：一般市民70名程度 実施日：令和7年5月25日（日） 令和7年7月13日（日） 令和7年11月1日（土） 年3回
	継	1	親子そば打ち道場	親子での体験を通して、自然の家の役割についての理解を深め、自然に親しむ契機とする。 募 集：中学3年までの親子15組程度 実施日：令和7年10月26日（日） 年1回
	継	1	親子ふれあい自然体験	親子での自然散策や調理などのふれあいを通して自然の豊かさを体感するとともに、親子でのふれあいの機会をつくる。 募 集：小1～3年の親子10組程度 実施日：令和7年5月10日（土） 令和7年5月24日（土） 年2回
	継	1	家族でキャンプ体験	家族でテント泊によるキャンプをすることで、キャンプ体験のきっかけの場を提供する。 募 集：一般市民家族10組 実施日：令和7年6月28日（土）～29日（日） 令和7年7月12日（土）～13日（日） 年2回
	継	2	ボランティアスタッフセミナー	子ども理解を深め、各事業での具体的な活動を想定しながら研修することにより、ボランティアとしての資質向上を図る。 募 集：大学生・大学院生 実施日：令和7年5月11日（日） 年1回
	新	2	自然チャレンジ部	少年自然の家の各種プログラムに取り組み、生活でのさまざまな課題に適切に対応し、解決に向けた行動力を養う。 募 集：中学1・2年10名程度 実施日：令和7年8月30日（土）・10月4日（土）・10月25日（土）・11月22日（土）・12月6日（土）
図書館	継	1	絵本とあそぼう	絵本の読み聞かせ・わらべうた・紙芝居他 対象：0歳～2歳（毎週木曜日）10：30～11：00
	継	1	おはなしの広場	絵本の読み聞かせ・紙芝居上演・本の紹介 対象：幼児・小学生（毎月1回 日曜日）
	継	1	べにっこおはなしのひろば	絵本の読み聞かせ（於：べにっこひろば） 対象：幼児・小学生（毎月1回 日曜日 6月～3月開催）
	継	1	おはなし会 ～耳からきく読書～	世界の様々な国の昔話や物語を耳で聞いて楽しむ。 対象：小学生（毎月1回 土曜日）
	継	1	絵本とわらべうたのひろば～春・夏・秋・冬～	絵本の読み聞かせ・わらべうた・紙芝居他 対象：2～4歳（年4回（7月、10月、12月、3月））
	継	1	きくちえつろうさんと楽しむおはなし会	絵本の読み聞かせ・紙芝居 対象：3～5歳（毎週水曜日、毎月第4土曜日）15：00～15：30
	新	1	よみよみ隊	絵本の読み聞かせ・紙芝居 対象：小学生以下（毎月1回）
	継	1・2・3	出前図書館	図書館が市内各所施設や学校等に出向き、本の貸出や読み聞かせ等を行う。 対象：指定なし 実施日：随時
	新	3	交流図書館	学校が図書館に来館し、見学や図書館の利用方法について学ぶ。 対象：小中学校 実施日：随時
	新	2	りぶ活yamagata	部活動の地域移行の受け皿の一つとして、図書館を活用し自由に活動を行う。 対象：中学生 活動日：7～11月（全8回）
	新	3	学校における読書活動特集コーナーの設置	図書委員会等で行っている読書活動について図書館内で展示する。 対象：小中学校 実施日：随時（4半期ごとに2校程度）
	新	3	学校貸出100（いちまるまる）	小中学校の団体貸出において100冊以内の場合、貸出・返却方法を優遇する。 対象：小中学校 実施日：随時
	新	1・2	イラストレーター竹永絵里さんオリジナルしおり作りワークショップ	丸・三角・四角といった簡単な図形を使い絵を描き、自分だけのしおりを作る。 対象：一般 実施日：4月20日（日）
	新	1・2	英語による読み聞かせの会	英語による読み聞かせの会 対象：小学生以下 実施日：6月14日（土）
	新	1	絵本とお話カムカム広場	ブックオフコーポレーション株式会社と共催で行う読み聞かせ会 対象：小学生以下 実施日：6月22日（日）
	継	1・2	ブレ・プチ・平和コンサート イン図書館	子どもによる合唱 対象者：児童から一般 実施日：6月29日（日）
	継	3	みるみる書ける読書感想文講座	夏休みの宿題である読書感想文の書き方を学ぶ講習会 対象：小学生とその保護者 実施日：7月27日（日）
	継	1・2	平和都市宣言事業	戦争・平和に関する資料の展示・講演会 対象：小学生から一般 実施日：7月下旬～8月下旬
	継	1	学校図書整理員研修会	学校図書整理員の資質・技能の向上のための研修会 対象：小・中学校図書整理員 実施日：7月30日（水）
	継	1	自由研究相談会	夏休みの宿題 自由研究についての相談会 対象：小学生とその保護者 実施日：8月3日（日）
	継	1	ツイート（つぶやき）短歌講座	否定せず・批判せず、多世代が交流しながら短歌を学ぶ講座 対象：中学生以上 実施日：7月13日（日）、11月

課（施設）名	新・継	領域	事業名	事業内容
図書館	新	1	方言で語る日本ばなし	日本の昔話や物語を方言で聞いて楽しむ 対象：小学生以上 実施日：12月
	継	1	キラキラクリスマスコンサート	クリスマスにちなんだ音楽の演奏会 対象：幼児から一般 実施日：12月
	継	1・2	本の福袋	職員や小中高生（協力校）によるおすすめ本を福袋形式で貸出 対象：幼児から一般 実施日：1月
	継	1・2	人形劇サークルとんとんの楽しい人形劇	人形劇の上演 対象：幼児から一般 実施日：1月
	継	1・2	子どもも大人も楽しい紙芝居	幅広い年代を対象にした紙芝居の読み聞かせ 対象：幼児から一般 実施日：未定
	継	1・2	絵本の読み聞かせ講座	読み聞かせの方法についての実践的な講座 対象：一般 実施日：未定
	継	1・2	小荷駄のみどり共催市民講座	ボランティアとの共同による市民向けの講座（2回予定） 対象：一般 実施日：未定
	継	1	市民の出版物展記念講座	郷土の作家等による講演会 対象：一般 実施日：未定
	継	3	学校訪問おはなし会	図書館ボランティアによる学校での読み聞かせ会 対象：小学生 実施日：随時
	継	6	特集及び職業に関する本のコーナー設置	定期的に文学受賞作品等のコーナーや中・高校生向けに「職業」に関する本のコーナーを館内に設置
栄養管理室	継	1	栄養指導	管理栄養士による各学校の児童・生徒及び保護者への栄養指導。
選挙管理委員会	継	1	新成人への選挙啓発	新成人の投票参加意識を高め、明るい選挙の推進を図るため、選挙啓発資料・資材を成人の祝賀式会場にて配布する。
	継	2	選挙啓発ポスター募集	選挙に対する興味・関心を高めるため、市内の小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒に選挙啓発ポスターを募集し、入賞者の表彰式、入賞作品の展示会を実施する。
	継	2	選挙資材の貸出	選挙に対する興味関心を高めるため、市内の小学校、中学校及び高等学校等を対象に選挙器材（投票箱・記載台等）の貸出しを行う。
	継	2	選挙啓発出前講座	まもなく選挙権を有することとなる、または有して間もない生徒・学生に選挙の仕組みや投票の大切さを学習してもらいと共に模擬投票の体験を通じて、若い世代の投票意識の向上を図る。
	継	2	社会科授業資料提供	市内の小学校6年生、中学校3年生の社会科等の授業のために、山形市の選挙時の写真や、選挙に関する資料を配布することにより、選挙を身近なものに感じてもらう。

7 青少年育成組織

(1) 山形市青少年育成推進員

(任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日)

No	氏 名	選出地区
1	鈴木 康 彦	第一地区
2	岡 野 守 昭	第二地区
3	加 藤 秀 樹	第二地区
4	山 岸 正 昭	第三地区
5	伊 藤 義 一	第三地区
6	柴 田 一 夫	第四地区
7	三 森 せつ子	第五地区
8	丹 羽 正 彦	第五地区
9	長谷川 博 明	第六地区
10	手 塚 秀 雄	第六地区
11	村 岡 光 夫	第七地区
12	三井寺 浩 樹	第七地区
13	山 口 四 郎	第八地区
14	豊 田 成 利	第八地区
15	鈴 木 芳 子	第九地区
16	阿 部 千 春	第九地区
17	海 藤 明	第十地区
18	菅 野 直 人	第十地区
19	遠 藤 克 彦	宮浦地区
20	峯 田 信 子	宮浦地区
21	岡 崎 和 広	南小地区
22	神 保 敬 子	南小地区
23	古 澤 修	西小地区
24	永 井 宏 幸	西小地区
25	古 瀬 仁 行	東小地区
26	松 田 智 子	東小地区
27	高 橋 健 一	鈴川地区
28	佐 藤 三千子	鈴川地区
29	金 内 敏 雄	千歳地区
30	会 田 庄 二	千歳地区

No	氏 名	選出地区
31	羽 角 誠	金井地区
32	真 木 繁	金井地区
33	恵 山 孔 善	大郷地区
34	東海林 聡	明治地区
35	武 田 直 子	出羽地区
36	後 藤 敏 廣	出羽地区
37	長 澤 良 宏	楯山地区
38	遠 藤 明	高瀬地区
39	相 田 英 順	山寺地区
40	江 口 憲 彦	東沢地区
41	沼 澤 義 夫	滝山地区
42	鈴 木 幹 雄	滝山地区
43	茂 木 美 雪	南沼原地区
44	御 船 勉	南沼原地区
45	佐 藤 博 夫	桜田地区
46	柿 崎 裕	桜田地区
47	遠 藤 友 子	蔵王第一地区
48	伊 藤 康 則	蔵王第一地区
49	齊 藤 豊	蔵王第二地区
50	岡 崎 明	蔵王第三地区
51	高 橋 豊	南山形地区
52	設 楽 信 一	南山形地区
53	伊 藤 淳 一	みはらしの丘小地区
54	小 林 正 治	みはらしの丘小地区
55	武 田 佐 雄	本沢地区
56	清 野 勉	西山形地区
57	今 野 昭 一	村木沢地区
58	秋 葉 栄 法	大曾根地区
59	三 部 市 則	全市

令和7年7月現在

(敬称略)

(2) 各地区青少年健全育成連絡協議会

(令和7年7月現在)

No	団 体 名	代表者氏名	結成年月日
1	第一地区青少年健全育成連絡協議会	武 田 信 博	平成15年 6月20日
2	第二地区青少年健全育成連絡協議会	吉 田 久 雄	昭和46年 7月17日
3	第三地区青少年健全育成連絡協議会	武 田 道 子	昭和50年 9月 1日
4	第四地区青少年健全育成連絡協議会	柴 田 一 夫	昭和63年 8月19日
5	第五地区青少年健全育成連絡協議会	玉 ノ 井 一	昭和54年 7月14日
6	第六地区青少年健全育成協議会	長 谷 川 博 明	昭和38年 4月 1日
7	第七地区青少年健全育成協議会	楠 二 男	昭和55年 4月 1日
8	第八地区うめばち青少年育成会	山 口 四 郎	昭和52年 6月 1日
9	第九地区青少年健全育成連絡協議会	鈴 木 芳 子	平成21年 5月31日
10	第十地区青少年健全育成連絡協議会	菅 野 直 人	昭和56年 7月 1日
11	南学区青少年健全育成協議会	山 本 元	昭和58年 7月17日
12	東小学区青少年健全育成連絡協議会	渡 部 良 勝	昭和58年 3月 1日
13	鈴川地区青少年健全育成連絡協議会	高 橋 健 一	昭和51年12月11日
14	千歳青少年健全育成推進連絡協議会	金 内 敏 雄	平成 4年12月12日
15	金井地区青少年健全育成連絡協議会	羽 角 誠	昭和42年 8月 7日
16	大郷地区青少年健全育成連絡協議会	佐 藤 博 志	平成19年 6月27日
17	明治地区青少年健全育成協議会	妻 沼 光 雄	平成 2年 4月 1日
18	出羽地区青少年健全育成連絡協議会	後 藤 敏 廣	平成 2年 4月 1日
19	山寺地区青少年健全育成連絡協議会	相 田 英 順	平成12年 4月 1日
20	東沢地区青少年健全育成連絡協議会	黒 木 誠 司	昭和55年 4月 1日
21	滝山学区青少年健全育成連絡協議会	沼 澤 義 夫	昭和55年 7月17日
22	桜田学区青少年健全育成連絡協議会	多 田 裕 昭	平成 6年 6月26日
23	南沼原地区青少年育成協議会	渡 部 誠	平成元年 5月20日
24	宮浦学区青少年指導健全育成連絡協議会	三 浦 繁 司	平成10年 2月21日
25	蔵王第一学区青少年健全育成連絡協議会	菊 地 昭 男	昭和57年 2月19日
26	蔵王第二学区青少年健全育成連絡協議会	齊 藤 豊	昭和57年 2月19日
27	蔵王第三学区青少年健全育成連絡協議会	志 田 繁 智	昭和57年 2月19日
28	南山形地区青少年健全育成協議会	高 橋 長 治	平成25年 6月12日
29	本沢地区青少年健全育成連絡協議会	関 口 平 和	昭和41年 6月 8日
30	西山形地区青少年健全育成連絡協議会	中 川 国 弘	平成 4年 1月25日
31	村木沢青少年健全育成連絡協議会	渡 邊 昌 義	平成13年 7月17日
32	大曾根地区青少年健全育成連絡協議会	漆 山 善 則	昭和62年 4月 1日
33	楯山学区青少年健全育成連絡協議会	長 澤 良 宏	平成23年 7月15日
34	高瀬地区青少年健全育成連絡協議会	斎 藤 勇 悦	平成25年 7月30日

(敬称略)

第 3 章 青 少 年 指 導 セ ン タ ー

1 青少年指導センターの概要

- 名 称 山形市青少年指導センター
- 所 在 地 山形市旅籠町二丁目 3 番 2 5 号
- 設 置 運 営 主 体 山形市教育委員会
- 主 管 部 局 山形市教育委員会社会教育青少年課
- 設 置 年 月 日 昭和 3 9 年 4 月 2 2 日（平成 1 3 年 4 月 1 日教育委員会設置）

青少年指導センターは、少年の非行防止について関係のある機関・団体・民間有志の参加を得て少年の非行防止活動をより効果的に実践するための合同活動の拠点である。

少年非行防止のための関係機関の活動には相互に関連するものが多く、例えば、警察官は犯罪の予防という責務からぐ犯・不良行為少年の街頭指導を行い、学校教職員も生徒指導の立場から同様に街頭に出て生徒の不良行為の発見と指導に注意を払っており、また、児童委員も児童福祉の立場から要保護少年の発見にあたっている。

このように、少年を対象とする機関の活動は多岐にわたり、また、その方法は若干異なるにしても、少年の非行防止を図るという点においては同一である。

このような点に着目し、非行防止に関する総合的な実践活動を推進するための拠点として、青少年指導センターが設置されている。

（1）青少年指導センターの業務活動

青少年指導センターの主な業務活動は、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動を効果的に行うことである。

① ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導

誰でも最初から犯罪少年ではないのであって、不良行為が繰り返されるうちに犯罪行為となって表面化する場合が多い。この不良行為の時期のうちに適切な指導を行うならば、罪を犯す少年が減ることは明らかである。このための活動をぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動と呼び、青少年指導センターで行う最も大きな業務である。この実施方法には、街頭指導活動と少年相談活動がある。

ア 街 頭 指 導 活 動

街頭指導活動は、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導のため重要な活動である。街頭指導を推進するにあたって望ましいことは、この活動を単に関係機関のみで実施するのではなく、地域社会の積極的な協力を得てすることである。すなわち、青少年指導センターの街頭指導活動に地域団体や民間有志の参加を含め、街頭指導の層を厚くするとともに、これらの協力者を通じて家庭・学校・職場・その他の地域社会の関心を高めることができれば大きな成果が期待

されるのである。街頭指導活動は、次のような方法で行われている。

- 指導委員が実施計画に基づき、組織的・計画的に繁華街等、不良行為が行われやすい場所を巡回し、早期にぐ犯・不良行為少年を発見し、指導にあたる。
- 指導委員が自分の住んでいる地域内において、日常生活を通じ地域内の子どもの行動に絶えず注意を払い、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導にあたる。

イ 少年相談

当センターの少年相談は、月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の午後1時から5時まで、電話相談及び面談による相談を受けている。また電子メールでの相談（24時間受付）も行っている。

少年相談は、少年本人及び保護者が抱えている悩みや問題等の解決の一助となるとともに、ぐ犯・不良行為の少年が関わっていた場合の早期発見・早期指導をするための重要な活動の一つである。

相談を行う法的機関としては、児童相談所をはじめとして、福祉事務所、県教育センター、市総合学習センターがある。また、相談機関としては、家庭裁判所、法務局、警察のサポートセンター・少年相談所等がある。

② 関係機関等との連携

「街頭指導」や「少年相談」を通して関わった少年への助言・指導はもとより、その状況や必要に応じて、家庭や学校への連絡、児童相談所や福祉事務所、警察、支援施設等への情報提供を行っており、市役所内においても関係各課との情報共有化を図るなど、関係機関等と連携しながら、慎重かつ適切な対応に努めている。

③ 資料の整備と活用

ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動を一層合理的に進めるために、必要に応じて、下記資料の整備・活用を図りながら実施する。

- 街頭指導日誌
- 少年指導票
- 継続指導簿
- 相談受理簿

(2) 青少年指導センターの沿革

昭和39年 4月	山形市青少年指導センター設置要綱の制定。 厚生部社会課主管。
昭和39年 5月	山形市青少年指導センター運営協議会設置。
昭和39年 7月	山形市十日町一丁目1番31号（歌懸稲荷神社境内、山形市消防団第一分団第三部内）に設置。
昭和43年 6月	指導車（マツダバン800cc）配車。
昭和46年 4月	福祉事務所主管になる。
昭和49年 4月	福祉事務所厚生課主管になる。
昭和53年 4月	センター移転。山形市緑町一丁目1番21号（自治会館、厚生会館内）
昭和55年 5月	山形市青少年指導センターの運営等に関する規則公布。
昭和56年 5月	センター移転。山形市旅籠町二丁目3番25号（市役所内）
昭和58年 6月	創立20周年記念式典開催。（市民会館）
昭和62年 4月	福祉部婦人青少年課主管になる。 少年相談（面接）開始。
昭和62年 6月	少年電話相談開始。
平成 5年 6月	創立30周年記念式典開催。（中央公民館）
平成 9年 4月	市民生活部女性青少年課主管。
平成13年 4月	市長部局から教育委員会へ移管される。 教育委員会青少年課主管。
平成15年11月	創立40周年記念式典開催。（山形テルサ）
平成16年 4月	センター分室を山形市七日町三丁目1番9号（三浦記念館 1 階）に設置。 少年相談室及び街頭指導協力者（指導委員）の集合場所とした。
平成16年 7月	中央指導委員の設置。
平成17年10月	東北地区青少年補導センター連絡協議会定期総会及び第20回定期研修会「山形大会」開催。（ホテルキャッスル）
平成19年 3月	三浦記念館の解体に伴いセンター分室の廃止。
平成19年10月	少年メール相談開始。
平成21年 5月	国の緊急雇用創出事業により指導員3名を配置し、新興市街地（嶋・吉原地区等）を中心に街頭指導を行う。（～平成23年3月）
平成23年11月	全国青少年補導センター連絡協議会定期大会「山形大会」開催。（山形テルサ）
平成24年 4月	国の緊急雇用創出事業により臨時職員1名を配置し、ネット安全パトロールの開始。
平成25年 4月	組織変更により、教育委員会社会教育課と統合、教育委員会社会教育青少年課主管。
平成25年10月	創立50周年記念式典開催。（山形国際ホテル）
平成30年10月	東北地区青少年補導センター連絡協議会定期総会及び第33回定期研修会「山形大会」開催。（山形国際ホテル）
令和 5年10月	創立60周年記念式典開催。（山形国際ホテル）

2 青少年指導センターの組織

(1) 青少年指導センター運営協議会

運営協議会は、青少年指導センターの活動を円滑適正に推進するため設置するもので、委員には山形保護観察所・県福祉相談センター・山形警察署・小学校長・中学校長・高等学校長・民生委員児童委員・保護司・PTA・子ども会育成連合会等の代表者等が選任されている。

運営協議会は例年2回開催し、街頭指導や少年相談、その他青少年の健全育成に関する青少年指導センター業務の具体的な実施計画を協議している。

○委員数 17人

○任期 2年（令和6年6月1日～令和8年5月31日）

(2) 指導委員

指導委員は、教育委員会から委嘱を受け、運営協議会で協議した実施計画に基づき、組織的計画的に区域内全般の繁華街、駅、公園、遊戯場など不良行為の行われやすい場所を巡回し指導活動に従事するとともに、少年相談活動・環境浄化活動に従事することになっている。指導委員には民生委員児童委員・主任児童委員・保護司・青少年育成推進員・小中高教職員・小中PTA役員等が委嘱を受けている。

○委員数 879人（令和7年6月1日現在）

○任期 3年（令和5年6月1日～令和8年5月31日）

○委員の内訳

（令和7年6月1日現在）

所 属 等	人 員	所 属 等	人 員
民 生 委 員 児 童 委 員	428	村 山 地 区 高 等 学 校 教 員	37
主 任 児 童 委 員	59	中 学 校 教 職 員	41
山 形 地 区 保 護 司	107	小 学 校 教 職 員	36
青 少 年 育 成 推 進 員	59	中 学 校 P T A	37
経 験 者	50	小 学 校 P T A	37
		計	891※

※所属を兼務している方がいるため、委員数と表の人数は一致しない。（兼務者12名）

○街頭指導の実施時間帯 午前 10:00～12:00 午後 14:30～16:30

夕刻 16:00～18:00 夜間 18:00～20:00

○指導委員の任務分けについて

平成16年7月からの試行期間を経て、平成17年3月から、指導委員を中央指導委員と地区指導委員とに任務分けを行っている。

中央指導委員（331人）は、全ての指導委員のうち、指導委員連絡会地区会長より推薦されたもので構成され、青少年指導センターが計画する市内繁華街等の街頭指導に従事している。この街頭指導の年間従事回数は約4回であり、指導力の向上が図られている。

中央指導委員以外の指導委員は地区指導委員とし、地区主導の街頭指導に、中央指導委員とともに従事している。

(3) 少 年 相 談 員

少年相談業務をより効果的に行うために少年相談員を置いており、少年相談員は教育委員会から委嘱を受けている。

○少年相談員数 8名（令和7年7月1日現在）

○任 期 3年（令和5年6月1日 ～ 令和8年5月31日）

(4) 青少年指導センター指導委員連絡会

指導委員連絡会は、指導委員によって組織された会であり、青少年の非行防止の現状と防止対策についての情報を交換し、関係機関、団体と相互に連絡を密にし、広報活動や会員の研修等を行い、指導活動の推進を図っている。

(5) 地区指導委員連絡会

指導委員は、小学校通学区域の34地区で各地区指導委員連絡会を組織し、地区ごとに独自の活動を行っている。

(6) 職 員

所 長	1人（社会教育青少年課長兼務）
副 所 長	1人（社会教育青少年課長補佐兼務）
所 員	3人（社会教育青少年課職員兼務）
会計年度任用職員	2人（専門指導員）

3 青少年指導センター運営協議会委員

(任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日)

役職名	氏 名	所属等
委 員	馬 場 剛	山形保護観察所統括保護観察官
委 員	中 島 貴 史	山形県福祉相談センター副所長(指導担当)(兼) 児童福祉司
委 員	畠 山 紘 司	山形警察署生活安全第二課長
委 員	沼 澤 義 夫	山形市青少年指導センター指導委員連絡会会長
委 員	多 田 裕 昭	山形市青少年指導センター指導委員連絡会幹事
委 員	前 田 浩 一	山形市子ども会育成連合会会長
委 員	長 瀬 武 久	山形市民生委員児童委員連合会副会長
委 員	深 瀬 俊 路	山形市民生委員児童委員連合会常任理事
委 員	大 場 ひろみ	山形地区保護司会副会長
委 員	鈴 木 芳 子	山形市青少年育成推進員連絡協議会監事
委 員	玉ノ井 一	山形市青少年育成市民会議副会長
委 員	東海林 仁	山形市PTA連合会副会長
委 員	渡 邊 さおり	山形市PTA連合会母親委員長
委 員	渡 邊 晃	村山地区高等学校長会(山形県立山形東高等学校長)
委 員	高 橋 修	山形市中学校長会(山形市立第十中学校長)
委 員	樋 渡 美千代	山形市小学校長会(山形市立第十小学校長)
委 員	大 山 孝 光	山形市立商業高等学校教諭

令和7年7月現在(敬称略)

4 各地区指導委員連絡会会長

(令和7年7月現在)

No	地 区	氏 名
1	第 一	武 田 信 博
2	第 二	吉 田 久 雄
3	第 三	武 田 道 子
4	第 四	茂 木 賢 一
5	第 五	玉ノ井 一
6	第 六	長谷川 博 明
7	第 七	楠 二 男
8	第 八	荒 井 理 子
9	第 九	鈴 木 芳 子
10	第 十	菅 野 直 人
11	南 小	山 本 元
12	東 小	古 瀬 仁 行
13	鈴 川	太 田 清治郎
14	千 歳	金 内 敏 雄
15	金 井	金 内 良 一
16	大 郷	佐 藤 博 志
17	明 治	遠 藤 佐智子

No	地 区	氏 名
18	出 羽	後 藤 敏 廣
19	楯 山	高 橋 正 之
20	高 瀬	鎗 水 和 善
21	山 寺	相 田 英 順
22	東 沢	黒 木 誠 司
23	滝 山	沼 澤 義 夫
24	桜 田	多 田 裕 昭
25	南 沼 原	横 橋 正 美
26	宮 浦	三 浦 繁 司
27	蔵 王 一	奥 山 留美子
28	蔵 王 二	齊 藤 豊
29	蔵 王 三	齋 藤 吉 弘
30	南 山 形	高 橋 長 治
31	本 沢	関 口 平 和
32	西 山 形	中 川 国 弘
33	村 木 沢	清 野 正 彦
34	大 曾 根	佐 藤 清一郎

(敬称略)

5 街頭指導実施状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(1) 街頭指導実施日数及び従事した指導委員延べ人数

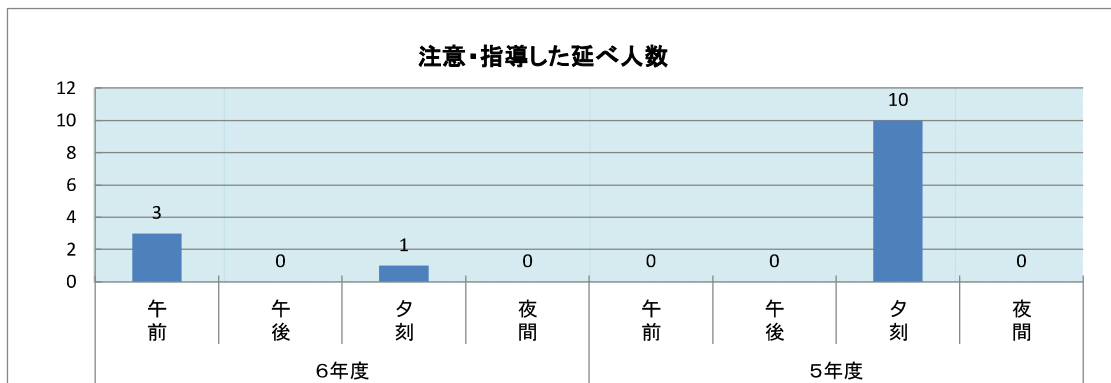
		街頭指導実施日数										従事した指導委員延べ人数				
		午前		午後		夕刻		夜間		合計		午前	午後	夕刻	夜間	合計
		班数	日数	班数	日数	班数	日数	班数	日数	班数	日数					
6年度	4月	2	2	11	10	12	12	2	2	27	26	5	27	30	6	68
	5月	2	2	7	7	12	11	1	1	22	21	6	21	33	4	64
	6月	2	1	5	5	9	9	1	1	17	16	0	15	24	15	54
	7月	13	5	23	15	14	12	5	5	55	37	65	90	43	12	210
	8月	11	6	38	18	23	14	9	5	81	43	30	141	92	31	294
	9月	2	2	7	7	12	12	3	3	24	24	5	17	30	9	61
	10月	2	4	9	9	10	8	4	4	25	25	3	30	27	12	72
	11月	2	2	10	10	14	13	4	4	30	29	6	27	45	15	93
	12月	20	8	17	25	13	11	2	2	52	46	90	228	38	7	363
	1月	1	1	15	15	9	9	0	0	25	25	2	36	25	0	63
	2月	0	0	8	8	9	9	0	0	17	17	0	18	24	0	42
	3月	29	13	53	23	23	15	3	3	108	54	102	203	75	7	387
	計	86	46	203	152	160	135	34	30	483	363	314	853	486	118	1,771
5年度		87	47	275	172	228	197	34	33	624	449	362	891	654	105	2,012

(2) 注意・指導した延べ人数(場所別)

		デパート	コンビニ	パチンコ店	公共施設	商店・販売店	駅構内	スポーツ施設	神社境内	公園	路上	ゲーム場	カラオケ他	合計
6年度	4月													0
	5月													0
	6月													0
	7月										1			1
	8月													0
	9月													0
	10月													0
	11月													0
	12月													0
	1月													0
	2月													0
	3月										3			3
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4
5年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	10

(3) 注意・指導した延べ人数(時間帯及び学識別)

		未就学児	小学生	中学生	高校生	他学生	有職少年	無職少年	計
6年度	午前		3						3
	午後								0
	夕刻		1						1
	夜間								0
	計	0	4	0	0	0	0	0	4
5年度	午前	0	0	0	0	0	0	0	0
	午後	0	0	0	0	0	0	0	0
	夕刻	0	0	0	10	0	0	0	10
	夜間	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	10	0	0	0	10



(4) 声がけ延べ人数

		未就学児	小学生	中学生	高校生	他学生	有職少年	無職少年	合計
6年度	4月	2	899	161	442	15	4	1	1,524
	5月		567	295	236	13	9	2	1,122
	6月	4	348	203	272	4	9	1	841
	7月	7	656	436	521	39	7	1	1,667
	8月	20	165	184	328	44	6		747
	9月	4	272	154	480	28	5	5	948
	10月		611	244	503	12	4	1	1,375
	11月	3	354	221	473	10	27		1,088
	12月	18	743	336	545	17			1,659
	1月		92	256	307	9		1	665
	2月		269	68	267	10			614
	3月	36	1035	513	569	50	7		2,210
	計	94	6,011	3,071	4,943	251	78	12	14,460
5年度		143	8,057	4,044	6,976	341	141	78	19,780

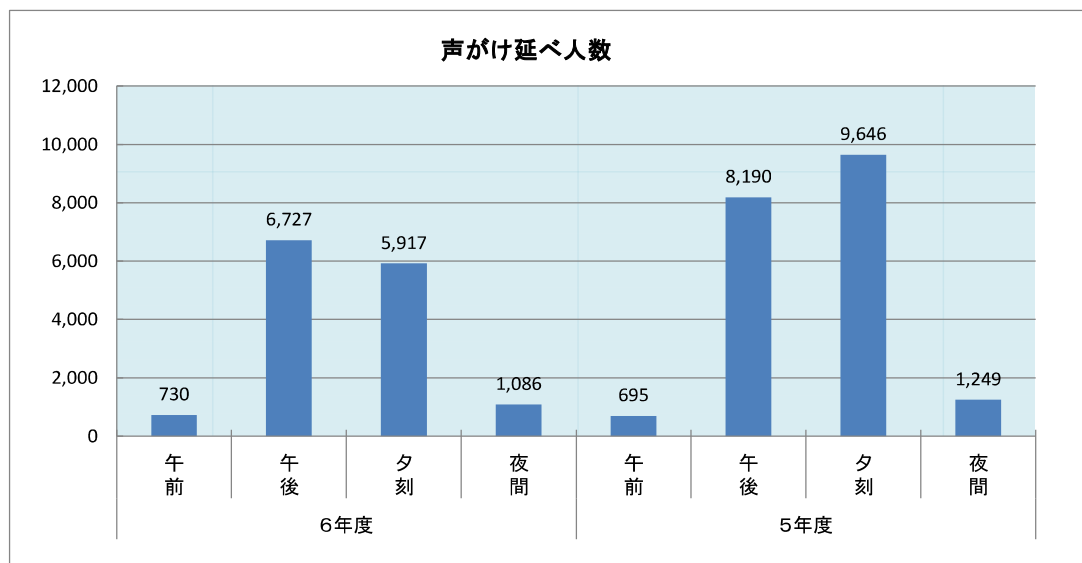
(5) 声がけ延べ人数（時間帯及び学識別）

		未就学児	小学生	中学生	高校生	他学生	有職少年	無職少年	計
6年度	午前	41	334	280	71	3	1		730
	午後	40	3773	1437	1336	122	17	2	6,727
	夕刻	9	1884	1286	2582	101	47	8	5,917
	夜間	4	20	68	954	25	13	2	1,086
	計	94	6,011	3,071	4,943	251	78	12	14,460
5年度	午前	32	264	229	152	13	5		695
	午後	85	4786	1675	1475	121	40	8	8,190
	夕刻	25	2947	2064	4308	177	73	52	9,646
	夜間	1	60	76	1041	30	23	18	1,249
	計	143	8,057	4,044	6,976	341	141	78	19,780

(6) 注意・指導した延べ人数（行為別）

	凶器所持	乱暴	けんか	家出	怠学	金銭	不健全	飲酒	喫煙	不良交友	不良団加盟	娯楽	夜遊び	校則違反	その他	計
6年度															4	4
5年度															10	10

※その他：車が通るところでスケートボードに乗って走行した事への注意、自転車で右側走行した事への注意



6 少年相談状況

電話・面談・メール相談状況

(各年度3月末日現在年間実績)

相談種別		電話			面談			メール			合計		
年度		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
合計		86	88	44	0	1	0	34	30	20	120	119	64
相談者 内訳	少年本人	65	76	34				24	24	9	89	100	43
	家族その他	21	12	10		1		10	6	11	31	19	21
対象 少年 内訳	小学生	1	2	4				7	2	3	8	4	7
	中学生	12	12	7				9	9	8	21	21	15
	高校生	45	66	31		1		10	10	6	55	77	37
	その他	28	8	2				8	9	3	36	17	5
相談 内容 内訳	学校生活	8	1	8				13	8	1	21	9	9
	進路		2					3	1	4	3	3	4
	部活		3					2	1	2	2	4	2
	不登校		1	1						1		1	2
	交友関係		8					2	4	2	2	12	2
	異性関係	7	4	8				1			8	4	8
	性に関すること	44	54	17				1		2	45	54	19
	いじめ	2	3	7				2	3	2	4	6	9
	家庭内暴力												
	虐待									1			1
	引きこもり												
	携帯電話		2			1				2		3	2
	家庭のこと	2						5	3		7	3	
	身体のこと	17	9	1					1	1	17	10	2
	しつけ								1			1	
	その他	6	1	2				5	8	2	11	9	4

7 少年補導の対象となる年齢や行為

項目 少年別		年 齢	対 象となる行為など	法令
非 行 少 年	犯 罪 少 年	14歳以上 20歳未満	刑法、その他特別法の罪を犯す行為 (第3条第1項第1号)	少 年 法
	触 法 少 年	14歳未満	刑罰法令に触れる行為 (第3条第1項第2号)	
	ぐ 犯 少 年	20歳未満	○保護者の正当な監督に服さない性癖がある。 ○正当の理由がなく家庭によりつかない。 ○犯罪性のある人や不道德な人と交際したり、いかがわしい場所に出入りする。 ○自己または他人の徳性を害する性癖がある。 上記のいずれかに該当して、将来罪を犯し又は刑罰法令に触れる虞がある行為 (第3条第1項第3号)	
不 良 行 為 少 年		20歳未満	飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己または他人の徳性を害する行為 (第2条第7号)	少 年 警 察 活 動 規 則

資料：少年法、少年警察活動規則

※参考

《用語の意味》

- 少 年 … 20歳未満の少年
- 刑 法 犯 少 年 … 刑法の罪を犯した少年
- 特別法犯少年 … 刑法犯及び道路交通法違反を除く全ての法令に違反する行為をした少年
- 触 法 少 年 … 法令に触れる行為を行った14歳未満の少年
- ぐ 犯 少 年 … 保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど一定の理由があつて、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をす
るおそれのある少年
- 不良行為少年 … 飲酒、喫煙、深夜はいかいなど自己又は他人の徳性を害する行為をしてい
る少年

付 属 資 料

※受付時間が変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

青 少 年 相 談 窓 口					
No.	名 称	電話番号	相談内容	受付時間	実施機関
1	少年相談	631-4425	学校・家庭・友達等の 悩み事に関する相談	月～金 13:00～17:00	山形市青少年指導センター
		メールでの受付 http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/ (山形市公式HPよりアクセス)		24時間受付	
2	教育相談室	645-6182	小・中学生の不登校 に関する相談	電話・来所ともに 月～金 10:00～16:00 (受付15:30まで)	山形市総合学習センター
3	こども電話相談	641-3636	子育て、子どもの虐 待など、子どもと家 庭に関する相談	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を 除く)	山形市こども家庭センター
		641-1212 (内線574・546・368)			
4	おやこよりそいチャッ トやまがた	LINEによる相談 https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/ (山形市公式HPよりアクセス)		月～金 9:00～18:00 (年末年始、祝日を 除く)	
5	子育て支援センター	634-6253	子育てに関する悩み	月～土 8:30～17:00(電話) 9:00～12:00、 13:00～16:30(来所)	山形市つばさ子育て支援センター (つばさ保育園内)
6		622-5682		月～金 8:30～17:00(電話) 9:00～12:00、 13:00～16:30(来所)	山形市さくら子育て支援センター (さくら保育園内)
7		674-0220		毎月第2木曜日 と元日を除く毎日 9:00～18:00 (電話・来所とも)	べにっこひろば子育て支援センター (べにっこひろば内)
8		676-9876		毎月第2・第4火曜日 と元日を除く毎日 9:00～18:00 (電話・来所とも)	コバル子育て支援センター (シェルターインクルーシブプレイスコパ ル内)
9		674-0010		月～土 9:00～12:00、 13:00～16:30 (電話・来所とも)	つくも保育園子育て支援センター (つくも保育園内)
10		647-4883		月～金 9:30～11:30、 13:00～16:00 (電話・来所とも)	子育て支援センターきのみせいぶ (木の実西部こども園内)
11		689-1182		月～金 8:50～16:30(電話) 9:00～11:30、 14:00～16:30(来所)	子育て支援センターすくすく (南山形すくすく保育園内)
12		643-7176		月～金 9:00～11:30、 13:30～16:00 (電話・来所とも)	ほほえみ支援センター (ほほえみ保育園内)
13		622-7438		月～金 9:00～12:00、 13:30～16:30 (電話・来所とも)	キンダー子育て支援センター (キンダーこども園内)
14		676-7822		月～金 9:30～12:00、 13:30～16:00 (電話・来所とも)	まりあこまくさ支援センター (マリアこまくさ保育園内)
15		666-4666		月～金 9:00～11:30、 13:30～16:00 (電話・来所とも)	子育て支援センターののはな (こども園ののはな内)
16		666-8899		月～金 9:30～11:30、 13:00～16:00 (電話・来所とも)	とちの実子育て支援センター (とちの実保育園内)
17		684-3018		月～金 9:00～12:00、 13:30～16:00 (電話・来所とも)	出羽子育て支援センター (出羽こども園内)
18		686-4808		月～金 9:30～12:00、 13:00～15:30 (電話・来所とも)	べにばな保育園子育て支援センター (べにばな保育園内)

※受付時間に変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

青 少 年 相 談 窓 口					
No.	名 称	電話番号	相談内容	受付時間	実施機関
19	子育て支援センター	679-5028	子育てに関する悩み	月～金 9:00～12:00、 14:00～16:00 (電話・来所とも)	嶋こども園支援センター (嶋こども園内)
20		623-7800		月～金 8:30～11:30、 13:30～16:30 (電話・来所とも)	みどりのもりこども園子育て支援センター (みどりのもりこども園内)
21		666-6835		月～金 9:30～11:30、 13:00～16:00 (電話・来所とも)	飯塚はらっぱ保育園子育て支援センター (飯塚はらっぱ保育園内)
22		688-7351		月～金 9:00～11:30、 13:30～16:00 (電話・来所とも)	ひまわり子育て支援センター (ひまわりこども園向かい)
23		681-0371		月～金 9:00～12:00、 13:30～15:30 (電話・来所とも)	かないにこにこ子育て支援センター (認定こども園金井こども園内)
24		674-6500		月～金 9:30～11:30、 13:00～16:00 (電話・来所とも)	子育て支援センター木の実北 (木の実北こども園内)
25		681-8120		月～金 9:30～12:00、 13:30～16:00 (電話・来所とも)	杉の子子育て支援センター (認定こども園杉の子内)
26		664-1701		月～金 9:30～12:00、 13:30～16:00 (電話・来所とも)	子育て支援センターはやぶさ (はやぶさ保育園内)
27		687-0855		月～金 9:30～11:30、 13:30～16:30 (電話・来所とも)	このみ子育て支援センター (このみ保育園内)
28		684-7956		月～金 9:00～12:00、 14:00～16:00 (電話・来所とも)	大谷たけのこ組子育て支援センター (認定こども園出羽大谷幼稚園内)
29		644-2030		月～金 9:00～12:00、 13:30～16:30 (電話・来所とも)	キンダー南館子育て支援センター (キンダー南館こども園内)
30		686-2040		月～金 9:30～12:00、 13:00～15:30 (電話・来所とも)	セロン北保育園子育て支援センター (セロン北保育園内)
31	少年相談メール	メールでの受付 県警察本部人身安全少年課HP内 少年相談コーナーから		24時間(返信は執務時間中 に行います)	県警察本部人身安全少年課
32	ヤングテレホン	642-1777	少年の非行や事件、 その他悩みごとに関 する相談	24時間	
33	家庭教育電話相談 「ふれあいほっとライン」	630-2876	子育ての悩み・家庭 教育に関する相談	月～金(祝日、年末年 始除く) 8:30～17:15 (相談員による相談受付) (9:00～16:15)	県教育局生涯教育・学習振興課
		メールでの受付 yshogaku@pref.yamagata.jp FAXでの受付 630-2874		24時間	
34	教育相談ダイヤル	654-8181	学校教育に関する相 談	月～金 8:30～20:30 土・日・祝日・年末年始 8:30～17:30	県教育センター
35	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 または 654-8383	いじめ問題や学校生活 全般にわたる悩み	24時間	
36	教育相談メール	non-ijime@pref.yamagata.jp		24時間(返信にはお 時間をいただいており ます。)	

※受付時間に変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

青 少 年 相 談 窓 口					
No.	名 称	電話番号	相談内容	受付時間	実施機関
37	子ども女性電話相談	642-2340	子どもと家庭及び女性に関する相談	毎日 (年末年始除く) 8:30～22:00	県福祉相談センター
38	心の健康相談 ダイヤル	631-7060	心の健康相談	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～17:00	県精神保健福祉センター
39	心の健康 インターネット相談	県精神保健福祉センターHPよりアクセス	心の健康に関する相談	24時間 (ただし回答には10～14日程度かかります)	県精神保健福祉センター
40	ひきこもり相談支援窓口	631-7141	ひきこもり相談	月・火・木・金 (祝日、年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～17:00	自立支援センター巢立ち (県精神保健福祉センター)
41	こどもの人権110番	0120-007-110	いじめ等のこどもの人権に関する相談	月～金 (祝日を除く) 8:30～17:15	山形地方方法務局人権擁護課
42	インターネット 人権相談受付窓口	https://www.jinken.go.jp/		24時間	
43	やまがた 法務少年支援センター (小白川青少年心理相談室)	642-3445	非行・犯罪や問題行動に関する相談	月～金 9:00～12:15 13:00～17:00	やまがた法務少年支援センター (仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所)
44	山形いのちの電話	645-4343	心の悩み全般に関する相談	毎日 13:00～22:00	山形いのちの電話

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

最終改正：平成二五年六月一四日法律第四四号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三二年六月一日法律第一五八号） 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 （昭和三七年四月一六日法律第七七号） 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四一年三月三十一日法律第一六号） 抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日法律第九九号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、

第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○山形市青少年問題協議会設置条例

昭和34年 3 月 25 日

条例第 3 号

改正 昭和43年 6 月 15 日 条例第30号

平成13年 3 月 23 日 条例第10号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第 1 条の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭和43条例30・一部改正、平13条例10・全改)

(設置)

第 2 条 この市に、山形市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(昭和43条例30・一部改正、平13条例10・全改)

(所掌事務及び意見の具申)

第 3 条 協議会は、この市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 協議会は、会長及び委員30人以内で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験がある者

(学識経験委員の任期)

第 5 条 前条第 3 項第 3 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 会長は、会務を総理する。

2 協議会に副会長 2 人を置く。

3 副会長のうち 1 人はこの市の教育長とし、他の 1 人は委員の互選によつて定める。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平13条例10・一部改正)

(会議の議長)

第7条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第8条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が命じ、又は委嘱する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平13条例10・一部改正)

附 則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年6月15日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

○山形市青少年問題協議会設置条例施行規則

平成13年3月28日教育委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形市青少年問題協議会設置条例（昭和34年市条例第3号）第9条の規定に基づき、山形市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会の会議は、会長が招集する。

(委員の議題提出)

第3条 委員が協議会の議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要な資料を、協議会開催5日前まで会長に送付するものとする。

(事務機構)

第4条 協議会に、幹事長、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事長、幹事及び書記は、この市の職員のうちから、教育委員会が命じ、又は委嘱する。

3 幹事長は、協議会の事務を掌理する。

4 幹事は、協議会の事務を処理する。

5 書記は、協議会の事務に従事する。

(幹事会)

第5条 協議会の事務の連絡調整を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

○山形市青少年育成推進員要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、この市の青少年健全育成運動を地域ぐるみで推進するため、青少年育成推進員の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 この市に、山形市青少年育成推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(任 務)

第3条 推進員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地域における青少年及び青少年団体の育成指導に関すること。
- (2) 地域における青少年の動向及び実態調査に関すること。
- (3) 青少年の非行防止及び青少年に有害な環境の浄化に関すること。
- (4) 学校、青少年育成関係機関、団体との連絡提携及び実施事業への指導、協力に関すること。
- (5) 青少年育成施策に関する理解と協力の促進に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(委 嘱)

第4条 推進員は、次の各号の一に該当する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域での信望が厚く、青少年の良き相談相手となり得る等、リーダーとしてふさわしい者。
- (2) ボランティア活動に熱意をもち、青少年育成活動や関係諸機関、団体との連絡提携に積極的に参加できる者。
- (3) 青少年団体活動、青年海外派遣事業参加等の経験を有する者で、青少年育成活動に理解と関心をもつとともに協力できる者。

(任 期)

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進員の数等)

第6条 推進員の数は、60人以内とし、次の活動領域を設定し配置する。

- (1) 主として、地域内において実践活動を行う者。
- (2) 主として、全市的領域において実践活動を行う者。

(連携及び指導)

第7条 教育委員会は、推進員の実践活動を効果的に進めるため、推進員相互の連携をはかるとともに、必要に応じ指導を行うものとする。

(活動報告)

第8条 教育委員会は、推進員の年間の実践活動を把握するため、各推進員に報告書の提出を求めることができる。報告書の様式は、別に定める。

(活動経費)

第9条 教育委員会は、予算の範囲内において、推進員の活動に必要な経費を支給する。

(被服の貸与)

第 10 条 教育委員会は、推進員に別に定める被服を貸与することができる。ただし、被服貸与期間は任期期間とし、その他の取扱いについては、山形市職員に対する被服貸与規程の例による。

附則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○山形市青少年指導センター設置及び運営に関する規則

平成13年 3 月28日
教育委員会規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、青少年への指導を行う関係機関、団体等が相互に協調し、青少年の非行防止等に関する業務を効果的に推進するための合同活動の拠点となるセンターの設置及び運営について必要な事項を定め、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(設置等)

第2条 前条の規定による活動拠点として、山形市青少年指導センター（以下「指導センター」という。）を山形市教育委員会に設置し、その位置は、山形市旅籠町二丁目3番25号とする。

(分掌事務)

第3条 指導センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 街頭指導に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) その他青少年の健全育成に必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 指導センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他必要な職員

(職務)

第5条 所長は、上司の命を受けて、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(運営協議会)

第6条 指導センターの公正かつ適切な運営を図り、合同活動の実施に必要な業務に関する事項を協議するため、指導センターに山形市青少年指導センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第7条 協議会は、協議会委員（以下「委員」という。）22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(指導委員)

第10条 青少年への指導活動を行うため、教育委員会に山形市青少年指導センター指導委員（以下「指導委員」という。）を置く。

2 指導委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員
- (2) 主任児童委員
- (3) 保護司
- (4) 青少年育成推進員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 関係団体の役職員
- (7) その他指導の経験を有する者

3 指導委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導委員の任務)

第11条 指導委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の非行防止のための早期発見及び指導に関すること。
- (2) 青少年の継続指導に関すること。
- (3) 少年相談に関すること。

(少年相談員)

第12条 少年相談業務をより効果的に行うため、少年相談員若干名を置く。

2 少年相談員は、教育委員会が委嘱する。

(地区指導委員会)

第13条 指導委員は、この市の小学校通学区域（以下「地区」という。）ごとの指導活動を組織的に推進するため、地区ごとに指導委員会を組織することができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に選任されている委員、委嘱されている指導委員及び少年相談員並びに組織されている協議会は、この規則の規定により選任、委嘱又は組織されたものとみなす。